

令和5年第3回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和5年9月6日午前9時00分、第3回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 原田直幸 | 5 七原 剛 | 6 金田敏行 |
| 7 山口伸彦 | 8 田中邦利 | 9 今泉吉人 |
| 10 加藤弘文 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	原田 誠	企画ダム対策課長	村松 一
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	村松浩文
産業課長	今泉伸康	保健福祉センター所長	依田佳久
建設課長	松井良之	町民課長	小川泰徳
財政課長	関谷 恭	教育課長	遠山雅浩
出納室長	今泉 宏		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

日程第1 一般質問

1 村松一徳 議員

健康づくり、スポーツ振興策について
埋蔵文化財の積極的な保存と管理について

2 金田敏行 議員

- 1 町民の安全安心な暮らしを守る補助金について
- 2 設楽ダム建設に伴う小水力発電の計画について

3 原田純子 議員

食育と農について
携帯電話の不感地帯の打開策を

4 田中邦利 議員

- 1 今後の豪雨災害対策のあり方について
- 2 マイナンバーカードと健康保険証一体化について

5 七原剛 議員

設楽町の移住定住政策について

6 原田直幸 議員

設楽ダム事業について

会 議 録

開会 午前8時58分

議長 皆さん、おはようございます。時間がちょっとだけ早いですが、皆さんおそろいですので始めたいと思います。

それでは、ただいまから会議を始めます。ただいまの出席議員は、10名全員であります。定足数に達しておりますので、令和5年第3回設楽町議会定例会第2日を開会します。本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

6 金田(敏) おはようございます。令和5年第3回定例会第2日の運営について、8月31日議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告いたします。

日程第1「一般質問」は、本日6名の質問があり、質問の順は受付順で、質問時間は、答弁も含め50分以内とします。

なお、確認のために申し上げますが、一般質問は、一問一答方式か一括方式かを宣言の上、質問してください。

以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしく願います。

議長 日程第1、一般質問を行います。質問は受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内とします。

はじめに、1番、村松一徳君の質問を許します。

1 村松(一) 1番村松一徳です。議長の許可を得ましたので、一括方式で質問します。

今回は、健康づくり、スポーツ振興策と埋蔵文化財の積極的な保存と管理の2点について問います。

1点目は、「健康づくり、スポーツ振興策について」です。

土屋町長の掲げる「ともに考えまい。」、2017年から2026年までの第2次設楽町総合計画の中間見直し報告書が、今年3月に発行されました。その中間報告の30、31ページの住民の意識評価、(7)「まちの現状に対する意識」、(8)「住民のまちづくりに関する取組状況」の評価では、上位には自然分野と居住環境分野、下位に福祉・健康分野と教育・生涯学習となっています。今後5年間のうちに見直しをどう進めるかが肝要です。「まちに活気・まちに愛着・まちに自

信”豊かな自然と魅力的な人に恵まれ、活気に満ちたまち”を目指して」のローガン掲げている町の対応について以下の質問をします。

①意識調査では、健康づくりに取り組んでいる町民は半数近くに達しています。現在実施している「したらで健康マイレージ」への取組の現状はどうなっていますか。具体的な目標数値や達成度等を含めて説明をお願いします。現在のアプリ登録人数は31名から33名となっています。実は私自身もアプリ愛用者で、優待カード・まいかを取得しています。

②町内外を問わず各種イベント情報等のPRが行き届いていると考えている住民は報告書からは3割程度にとどまっています。現状打破の解決策を持っていますか。

③介護予防、ロコモ教室等や夏季ラジオ体操は実施をしていますが、個々の単発な取組であり、3世代を巻き込んだ大きな取組に至っていません。現状を変えるつもりはありませんか。

④「ともに考えまい。」から「ともに動かまい、やらまい」という気風を創り上げるためには、3世代の町民が参加できるスポーツイベント等を開催してはどうでしょうか。町民が盛り上がる町民運動会、誰もが参加できるスポーツ祭典、田口、清嶺、名倉、津具の4地区対抗もいいのではないかと、または屋外ゲームイベント大会を実施することを考えませんか。町村合併後は一度も開催されていませんが、町の活性化や人との交流を増やすためにも必要だと考えます。

設楽町に愛着を持ち、将来のためにも元気な設楽町であり続けるためにも前向きに検討すべきと考えます。

2点目は、「埋蔵文化財の積極的な保存と管理について」です。

設楽町は、歴史的にも重要な文化財が残されています。設楽ダム建設に伴う水没地区の遺跡発掘調査や報告会、奥三河郷土館での設楽の巨木展などのユニークな展示を工夫し、町の文化遺産等を内外に紹介していることは大変ありがたいことです。しかしながら、新たな発掘調査等には積極的ですが、従来の埋蔵文化財等の保存と管理が不十分だと考えます。

津具地区には、縄文時代、弥生時代の貴重な埋蔵文化財、史跡があります。昭和30年県指定史跡第1号の大根平遺跡や昭和31年県指定史跡第2号の鞍船遺跡があります。「くらぶね」と言いますが、「くらぼね」と今回は言わせてください。ところが、鞍船遺跡の復元された竪穴式住居の破損がひどく、前回の復元作業から約20年経過していると思われます。津具城整備では、文化財保護審議員らの尽力と城ブームにより進んでいます。縄文時代の埋蔵文化財である鞍船遺跡の復元にも尽力していただきたいと思い、以下の質問をします。

①鞍船遺跡の現状——写真も参照してください、から、竪穴式住居の復元を行うつもりはありませんか。過去の答弁、平成29年9月では、原則として地中の埋没保存であり保存は現状維持しかない、との回答ですが、復元作業は現状維持とはとらえられませんか。

②当時の復元には、百数十万円費やしたといいますが、予算を計上することは考えませんか。

③現在も草刈り作業は津具中学校PTAの清掃活動の一環で草刈りをしています。今後は地域ボランティアに頼るだけでよいのでしょうか。

④入口付近の作業道（林道）は大雨等の災害により、車での移動も困難になりつつあります。作業道（林道）の整備も含めて改善を求めます。

設楽町の貴重な文化財を保存管理し、設楽の魅力を内外にPRしていくことが大切です。そのためにも、見学者がホームページと違うのではないかと残念になり、がっかりさせるような埋蔵文化財ではなく、町民が地域に誇りを感じ、自信を持って紹介できるようにしていくべきだと考えます。ぜひ前向きな回答をお願いします。

第1回目の質問は以上です。発言席に移動いたします。

保健福祉センター所長 保健福祉センター所長の依田です。村松議員の御質問のうち、1番目の、健康づくりに取り組んでいる町民は半数近くに達しているが、現在実施している「したらで健康マイレージ」への取組、こちらについてと、あと3番目の介護予防やラジオ体操に関する御質問については、保健センターの取組に関する御質問として、続けてお答えしますので御了承ください。

それではまず、1番目の御質問です。

健康マイレージは日常における健康づくりの意識啓発を目的に、愛知県と県内市町村の協働事業として令和元年度にスタート、今年度で5年目を迎えます。設楽町での参加方法はこれまでチャレンジシート、いわゆる紙媒体に限られていましたが、今年度からアプリによる参加も可能となり、現時点で村松議員おっしゃっておりますとおり、32～33名から35名くらいアプリをダウンロードされている方がいらっしゃいます。

保健福祉センターとしては、今年度の目標値を100ポイント達成者——いろいろな特典をもらえる100ポイント達成者を75名としています。この数値については、100ポイント達成者が令和元年度の事業スタート時の92名を最高に令和4年度までに半減してしまっていることから、生活がコロナ禍前にほぼ戻ったことを契機に、まずはスタート時の数値を目標に設定、アプリを導入することでさらなる意識啓発を目指したいと思っております。

健康マイレージは、これまで区長便、保育園や小中学校へのチラシ配布、施設や事業所へのポスター掲示といった方法のほか、健康診断の結果説明や介護予防団体の活動に保健師が出向いた際に周知しておりました。今年度は新型コロナワクチン接種会場など、町民の方々が多く集まる、保健福祉センター事業の場でも周知しています。

繰り返しになりますが、健康マイレージはあくまでも意識啓発、動機付けであり、今後の健康づくり施策を立案していくうえで必要なデータを収集するものではないことから、具体的かつ効果的な目標数値の設定には難しいものがあります。

とはいえ、地域の現状や社会情勢の変化、生活スタイルの多様化を踏まえ、意義ある啓発とするには様々な創意工夫が必要と考えています。

例えば、手軽で便利な健康マイレージのアプリですが、チャレンジシートのように参加ポイントの対象を各自で設定することができません。また、健康マイレージでは特典として県内、町内のお店で使える優待カード、議員もお持ちになっておられます、まいかカードを発行していますが、町内で使用できる店舗がまだ4店舗です。保健福祉センターの事業に限らず、町内で健康づくりの観点から有効と思われる、教育委員会主催のスポーツイベントなどの生涯学習事業をアプリのポイント対象に加えるほか、まいかカードで優待を受けることができる町内店舗の充実を産業課ですとか商工会と協力して進めるなど、施策、町内機関の連携を深め、町内の方々にも日常目に付くような分かりやすいかたちで伝えていくことが意識啓発や相乗効果を促進していくうえで必要と考えています。

続きまして、3番目の介護予防及び夏季ラジオ体操に関する御質問に対する答弁です。

ロコモ教室など現在の介護予防教室は、高齢者の社会参加を目的とした町内のグループが町からの補助金を受けて、国の進める地域包括ケアシステム構築の一環として自主的に行っている活動です。保健福祉センターでは、保健師が各グループの依頼を受け、健康教育の講師をしています。あくまでも部分的な協力であり、活動内容の調整や指導といったサポートまでは行っておりません。そのため、議員のおっしゃられる、「3世代を巻き込んだ大きな取組に至っていない」という御指摘につきましては、世代間交流が活動の主目的とはなっていないことから、実施はグループの意思に委ねることになります。しかし一方で、体力強化、認知予防といった主たる活動の充実、また今後、地域において介護予防の重要性を啓発し、地域で活動を継続する手段として有効であれば、世代間交流を検討していくことは必要であると保健福祉センターとしては考えております。

また、夏季の「朝からいきいきラジオ体操」ですが、設楽町の健康づくり計画「いきいきしたら計画」に基づき、健康づくりの取組として、早起きの習慣づくりを大きな目的に平成20年度から実施しております。計画当初の平成20年から21年度頃には全体で約340名の方が参加していましたが、10年経過した平成30年度には280人、その後コロナ禍を経て、令和5年度は135人まで減少しました。町内実施個所はスタート時と変わらず5か所で、主たる参加者層も児童生徒とその家族といった具合に大きな変化はなく、その家族のおじいさん、おばあさんも参加するなど、実質3世代を巻き込んでいるかたちではあるのですが、児童生徒の減少に伴って参加者も減少しているのが現状です。

この点を踏まえつつ、「朝からいきいきラジオ体操」は「いきいきしたら計画」の第2次計画が終了する令和9年度までは継続する予定です。

保健センターからの答弁は以上です。

教育課長 では、2番、及び4番について教育委員会からお答えさせていただきます。

2番目の、各種イベントの情報等PRの現状打破について、というところであり
ります。

御質問にありますように、健康分野とか教育、生涯学習への評価が今ひとつと
いうことでもありますけれども、そうしたところも含め、また町全体の意識、姿勢
も含めてお答えさせていただければと思います。

それぞれのイベント等の開催におきましては、基本的に広報紙、区長便、これ
は各戸配布か回覧かは内容によりますけれども、それから広報無線、町ホームペ
ージなど、使えるツールを可能な限り活用してそれぞれ周知案内をしているとこ
ろであります。

議員の言われますように、町内外への情報PRが行き届いていないと感じてい
る方々が一定数あるということでありまして、また実際には、情報発信が遅いと
か、足りないとか、そういったお叱りをいただくこともございます。

無線が聞き取りにくいとか、広報紙が見にくいとか、運用上の課題はいろいろ
ありますけれども、例えば現在ではスマートフォンをお持ちの方には、ホームペ
ージはもちろんのことですが、広報無線の内容も確認することができるように
なっております。そうした端末機器をお持ちの方々には以前よりは情報の把握がし
やすくなっているのかなと考えております。

しかしながらですが、それら伝達手段がいくら高度化・安定化したとしても、
その大元の情報を発信する側の私どもが、本当に皆さんに知っていただきたい、
参加していただきたいという思いを持って着実な対応をしなければ意味がない
ことは理解しております。これは、現状打破の解決策ではなく基本的な取組の姿
勢であります。改めて高い意識を持って取り組むよう職員皆が身を引き締めなけ
れば、と思っております。

なお、メディアを活用して情報発信を上手に行えば、少ない手間、それから少
ない投資で大きな効果が得られるというところもあります。設楽町はこうした
発信がうまくできていないとも言われます。こうした点も課題として意識してい
かねばと考えております。

2番については、以上です。

続いて、4番目です。3世代町民参加のスポーツイベントの開催について、と
いうことでもあります。

生涯学習を推進する部署としまして、コロナ禍における交流制限とか高齢化等
がありまして、ここ数年、積極的な事業参画や団体活動等が伸びていないことは
憂慮してきましたけれども、ここにきてようやく人々が比較的自由に行動できる
ようになり、私どもの課としましてはコロナ禍以前のレベルでイベントや事業を
開催できるよう、今取り組んでいるところでもあります。

例えば、7月に開催した「ちびりんピック」では、町内子ども会14チーム、
計110名——大人、子ども含めてですけれども、の方々が参加され、会場となっ
た体育館には大きな歓声が響き渡りました。また8月末には総合センターのほう

で「ラテンオーケストラ公演」を開催しました。180名以上の御来場いただき、席を立って一緒に踊ったり、ステージにまで上がって演者と一体となったりと、これまでのストレスを発散させるかのような盛り上がりでした。

こうした光景を見て、改めて住民が一体となったイベントや企画の楽しさ、大切さを実感した次第であります。

さて、議員が御提案されております、幅広い世代が各地区から集まって競うイベントについてですけれども、御指摘のとおり合併後にはそうした取組や企画はされていません。効率化を推し進め、組織としてシェイプアップされ、必要な事業を精査していくという状況の中で、昔のような大がかりで賑やかなイベントというのは、今や中堅以上の職員でないとなかなか記憶にないような状況でございます。

地域が一体となって盛り上がるような大きなイベントの開催は、交流の促進や地域活力の増進などのメリットを考えると、改めて考える余地はあると思います。

ただ、課題もあります。例えば、現在教育委員会では10月1日開催の奥三河パワートレイルの準備・調整が大詰めとなっておりますけれども、通常業務も含めて他課からの応援も含めて何とか少ない人数でやりくりしていますが、さらに規模の大きな大会となりますと、さらに多く複数の部署、大半の職員が企画運営に携わることになります。相応の規模の運営組織と十分な準備業務が必要となります。

そうした中で、忘れてはいけないことがあります。地域を盛り上げるイベントを進めるうえで留意すべきは、かつてのような行政主導ではなくて、地域住民の皆さんが行政と同じ立場で、より積極的・主体的な意識を持って参画していくということでございます。町の総合計画にも「全員協働のまちづくり」がうたわれておりまして、「ともに考えまい。」と大きな文字で示されております。この基本的かつ最も重要な要素を踏まえて初めて実現が見えてくるのでは、と考えております。

また、奥三河パワートレイルを例に出してしまいますけれども、これには70名以上のボランティアの皆さんが協力していただけることとなっております、特にエイドステーションの運営は自発的な提案がどんどん出されておりました、中身が詰められているなど、大会運営や選手のおもてなしの質が大きく高まることが期待されております。

地区によってはコミュニティを維持していくことすら厳しいような状況ではございますけれども、そうした協働意識を皆が共有したうえで取り組むことが開催への大前提でありますので、そうした点も含めて検討していければと思っております。

以上でございます。

議長 遠山課長。

教育課長 失礼しました、埋蔵文化財もお願いします。1番から4番まで順番にお答えさせていただきます。

1つ目の、竪穴式住居の復元についてでございます。

鞍船遺跡という貴重な文化資源について、旧津具村の時代に家屋の復元作業がなされましたけれども、これは当時の日常の営みを分かりやすく説明するためのものとして、当時の大学教授の強い要望もあって実現されたものと聞いております。

復元への考え方につきましては、過去の答弁の繰り返すことになってしまいますけれども、遺跡など埋蔵文化財は、調査や土木工事等のために行う発掘以外、原則として地中にそのまま埋没保存することとされております。つまり、保存は現状維持以外に選択肢がなく、復元は別の意図を持った極めて特別な対応であったことかたら、復元も含めて現状維持という考え方は難しいということを御理解いただければと思います。

2つ目の、予算計上についてでございます。

ただいま説明しましたとおりですので、特に想定はしておりませんということをお理解いただければと思います。

3つ目の、草刈り等についてです。

町内の指定文化財は88か所ありますけれども、維持管理においてはいずれも所有者の皆様や地域の方々の御理解、御協力でこれまで成り立ってきております。これまでのPTAはじめ、皆様の御協力には感謝申し上げますけれども、こうした考え方を御理解いただければと思います。

4つ目の、作業道の整備です。

鞍船遺跡へ向かうには、県道東栄稲武線から町道鞍船線を経て、その先は未舗装の作業道となります。シビアな言い方になってしまいますけれども、作業道という正確ゆえ一般車両の通行は想定されず、森林所有者らによって整備、維持管理されるものでありまして、町の維持管理には当たらないものになってしまいます。この点も含めて御理解いただければと思います。

以上でございます。

1 村松(一) なかなか難しいことはよく分かりますが、答弁に対して再質問というか、お願いしたい点を述べたいと思います。

広報活動の一層の周知をお願いしたいということは、先ほど、健康マイレージ達成者に対する町内の施設が4点と少ないということをお考えたということなのですが、せっかく頑張ってきた人たちに町独自のプレゼントを追加してもよいのではないかと。せっかく頑張ってきたのに、500円の商品券みたいな、ポイントも付けられるのですけれども、県の企画なので制約もあるかもしれませんが、そのところはできないかと考えていますので、それはどうかなということが1つ。

あと、町民の運動会ということは、昔ながらのスポーツ祭典、運動会をイメージしていたのではなかなか難しいと思います。しかし、やり方をいろいろ効果的

に考えていくことで、誰もが参加したくなるようなイベント企画——スポーツに限らずでもいいと思います、を検討していくことが大事だと思います。せめて、旧津具地区の場合は村民運動会で盛り上がっていたことも記憶しています。ですが、なかなか集まって練習というのは難しいのですが、4年に1回くらいそういうことを考えていくということも。そうすれば、設楽町はさらに活気のある町になって将来世代の人たちがちょっと戻ってきて参加しようかなということもできるのではないかと。さらにその場を使って愛知駅伝の選手、頑張っている方々を直接紹介していく場を設けるとか、さらにはスポーツ推進委員がリーダーシップをとっていけば、ある程度地域の団結力も見せることができ、そうすることによって今後の地域防災の一助にもなるのではないかと。顔見知りになって、皆さんが協力してくれれば、隣に住んでいる人がどんな人か知らないという村、町ではなくて、こんないい人がいるのだということを実感できるようなことを、ぜひとも、私も含めて考えていきたいと思いますが、町政の立場でお願いしたいと思います。

もう1点、復元作業ですが、地域ボランティア等で実施することは考えてもいいのでしょうか。小学校高学年から大人の有志ボランティアを活用する方法も考えられます。過去には中学校の社会科の先生が生徒たちと挑戦した事例もあったと聞きます。材料は確保しつつ住民パワーで復元するような体制も考えられませんか。かなり費用は押さえられることとなります。なかなか文化財に費用をかけることは町財政からも難しいかなと思います。しかし、皆さんでボランティア的なもので集っていく、そんなことも考えていけるとこの設楽町、歴史と文化の薫る町だなということで、さらにPRできるのではないかなと思いますので、その辺も少し考えていただきたいと思い、再質問をしました。それに対する何か御回答があれば、よろしくお願いたします。

保健福祉センター所長 村松議員の御質問のうち、町オリジナルの、もうちょっと映える商品というか、魅力をというお話でございます。

村松議員の御質問を受けまして、周辺といいますか、自治体を調べてみますと、やはり小さい自治体は似たり寄ったりかなというところがあるのですが、大きな自治体、東三河の市とかになると、いわゆる薬局とか生命保険会社と協定を結んで、協賛というかたちでその後の健康づくりに使えるような、かなり魅力的な商品を出しております。ですので、その辺りも参考にしながら、財源の問題もありますが工夫をしていきたいなというふうに保健センターとしては考えて、担当者ともそんな話はしております。

以上です。

教育長 町のイベントのほうなのですけれども、やってみる価値はすごくあると私は思っています。例えばですけれども、今度中学が1つになりますので、その中で、今コロナ禍からは開催が午前中だけみたいになっていますが、午後もやるような時間をとって、その中で1回やってみるとか、地域の対抗戦って一番盛り上がる

っていうのはすごく認識していますので、そういったかたちで町全体が盛り上がるというのはとてもいいことだと思います。ただ、中学の運動会と一緒にということになると、学校との調整がありますので、そういったこともしていかななくてはなりませんし、また別のかたちでできるようであれば検討をしていきたいと思っています。

鞍船遺跡のほうなのですけれども、今議員おっしゃったような、地域でやるということであれば、もう大歓迎します。そういうことで、地域の文化財を地域で守るということはとてもいいことだし、うれしいことなので、ぜひそういった気運が高まって、みんなで地域の文化財を守るというかたちがとれるような方向になるように教育委員会としても検討をしていきたいと思っています。

1 村松(一) 大変前向きな答弁であり、私もそのような方向で進めていくことが大事だと思います。なかなかこういうことを始めるのは、トップランナー的な人、先導する人たちの力とかパワーというのが必要です。最近、そういう力はあるのですが、コロナ禍もあり、さらには住民の横のつながりがだんだんなくなっていくということは残念なことだと思います。ぜひとも地域を盛り上げ、やっていくため、土屋町長が掲げる「ともに考えまい。」ということですが、それをさらに動いていく、さらに行動を起こしていくためには皆さんの力、住民の力が必要です。10年後にこれをやろうと思えば、当時いた元気なお年寄りがいなくなるおそれがありますよね。そうすると、今こういうことを少しずつ実施していかなければ、その気運もだんだん薄れてくるのではないかと思います。ぜひ有志の皆さんが盛り上げるだけではなくて、誰もが参加したくなるようなことを考え、それを進めていく、現在、そこがまだ自分の中にも整理されていませんが、どのようにしていくかというのを共に考えていきたいと思っています。

その点について町長の御意見を伺います。

町長 議員おっしゃるとおりだと思います。住民の皆さんが一生懸命頑張っていたけるのであれば、私どもも一生懸命支援をさせていただきたいと思っています。スポーツイベント、今教育長が答弁をしたとおりでありますけれども、2025年、合併20周年という年でありますので、もちろんこれ、4地区対抗とか、いろんなことを考えていくときには、区長さんの御協力が本当に必要になってしまいます。また御迷惑もおかけするというようなことでもありますので、その辺で御理解がいただければ、私どもも考えていきたいなと考えていきたいなと思っています。

埋蔵文化財につきましては、教育長の申し上げたとおりであります。地域の皆さんが一生懸命自分のところの文化財を保護していただけているということであれば、町としても考えてまいりたいと思っています。

1 村松(一) ありがとうございます。今後とも、一緒に頑張っていきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議長 これで、村松一徳君の質問を終わります。

議長 次に、6番金田敏行君の質問を許します。

6金田(敏) 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私は一括方式で質問をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

まず1つ、「町民の安心安全な暮らしを守る補助金について」でございます。

私は、去る本年3月議会において、防犯灯及び防犯カメラの設置に関して補助金の交付を含め制度の設置を要望しました。その結果、防犯灯に関しては蛍光灯からLED灯に交換する費用について補助金を交付していただくことができましたことまずもって御礼感謝申し上げます。

3月議会の答弁で、防犯カメラ設置に関する補助金は、本年度から愛知県より交付されることになっているのでその事業を利用して検討したいとの答弁でしたが、その後この制度がどのように進んでいるのかをお聞きしたく今回再度一般質問させていただきます。

本年7月には、設楽町内で残念ながら白昼に空き巣盗難被害事件が発生してしまいましたことは御承知のことと思います。設楽町内の主要幹線国道257号線沿いでの事件であり、誰もが白昼に大胆な犯行と我が耳を疑ったことだったと思います。

空き巣盗難事件などは他の市町の出来事だと思っておりましたが、ついに町内でも発生してしまいました。幸い人災害がなかったことは不幸中の幸いでしたが、安心して生活できる環境が著しく脅かされてきたことは、誰の目にも見え、大変心配な出来事であります。私どもも、明日は我が身と真剣に考えていかなければ、大変な事件と被害を受けることになってきています。

また設楽町の空き巣盗難事件より先に、隣町の東栄町では高齢者に対する電話機器を利用した特殊詐欺被害事件——通称「おれおれ詐欺事件」ですが、発生してしまいました。そして高額の被害を損失する事案が出てしまいました。

このように町民が安心して生活できる環境が近年著しく崩壊しつつあることに危機感を持っているのは私だけでしょうか。それ以外にも町内に多くいると思います。

東栄町では、この事件をきっかけに本年4月3日より犯罪の防止活動のために「自主防犯活動促進事業費補助金交付要綱」を施行し、早急な防犯活動を推進していることは設楽町執行部の皆さんも御存じのことと思います。

東栄町の要綱の趣旨では、「犯罪の抑止及び町民や自主防犯団体等の防犯意識の醸成を図り、安心して安全なまちづくりを推進することを目的とし、防犯カメラや特殊詐欺防止用機器や用具に対して設置する町民や自主防犯団体に補助金を交付する」とあります。ちなみにその補助金額は、補助対象経費の5分の4の額で、上限限度額は防犯カメラで34万円、特殊詐欺防止用電話機器等が6,000円、

防犯用具が16,000円となっております。もちろん交付に関する提出書類は、交付要綱に従っていろいろありますが、町民の安心安全なまちづくりに対して近隣市町村では1歩も2歩も前に行く施策ではないでしょうか。

当設楽町では「設楽町自主防災会補助金制度」がありますが、その趣旨は自主防災会の活動を推進することを目的とし、防災資機材の整備に関する補助でありますので、防犯機器、器具の補助とは全く違う制度であります。

また報道機関によりますと、近年愛知県内でも防犯カメラの設置に関して大変大きな変化が見られてきております。東三河の中心でもある中核地である豊橋市では防犯カメラの設置が進まないと言われております。設置には購入・維持・管理までを自治体が行う直接設置で、この設置方法では豊橋市はゼロ件です。豊橋市がこれまでに設置してきた194台のカメラの設置方法は自治会などへの設置助成で、購入・維持の一部を自治体が補い、管理は自治会が行う方法です。豊橋市は、今後数年にわたり設置計画を立てることが重要と発言されております。

かたや、同じ中核市の岡崎市では、2018年に侵入盗の被害件数が県内最悪だったことをきっかけに2020年から22年にかけて防犯カメラを岡崎市が1,050台増設し、防犯活動に役立てております。

また、同じ中核市の豊田市では設置費用の80%上限80万円を補助する手厚さで自治会を後押しし、1,131台を自治会が設置しております。

財政にゆとりがある中核市だからできることなのだなと、羨ましくさえ思いますが、犯罪は待ってくれません。防犯意識の低い地域ほど犯罪者に狙われるのは当然のことと思いますが、早急な手立てが必要と思ひ、今回の質問に立っております。

財政が厳しい本町に中核市と同じように設置費用の補助をお願いできませんが、町内の設置箇所は以前設楽町商工会が田口地区を中心に数箇所設置したままだと記憶しております。

町内の区長さんに防犯カメラの設置をどう考えているかお聞きしますと、「設置したいけど費用が高額でとても区の予算では無理」というお答えがほとんどでありました。

土屋町長の選挙公約でもあります、町民のための「安心安全なまちづくり」のためにも防犯カメラの設置及び防犯灯の設置費用そして防犯機器購入等の助成について以下のようにお聞きいたします。

- 一つ、防犯カメラ設置に関する補助金の交付についてのお考えをお聞きします。
- 二つ、防犯灯設置に関する補助金の増額についてのお考えをお聞きいたします。
- 三つ、特殊詐欺防止用電話機器等及び防犯用具の購入及び設置への補助金のお考えをお聞きいたします。

次に、「設楽ダム建設に伴う小水力発電の計画について」を質問いたします。

設楽町内で進みつつある設楽ダム建設工事もいよいよ本体工事に着手するための入札が去る7月14日にあり、鹿島・戸田・竹中土木特定建設JVが208億

760万円——税込みですが、落札され、ダム本体工事が着手することになりました。

さて、設楽町では設楽ダムを利用した小水力発電を計画していますが、本体工事が着手する現状でダム本体の図書及び図面には小水力発電に関する施設や設備が記載されているはずではあると思いますが、もしこの記載がないようであれば、これはとんでもない状況となっていることと思いますが、記載及び計画されているかを担当課ではもちろん確認済みと思いますが、その内容を確認した上で今後の小水力発電計画について設楽町としてどのように進めていくお考えなのかお聞きします。

また、この問題は同僚議員が類似の質問を本日最後に予定しておりますので質問内容ができるだけ重複しないように考えておりますが、重複した場合は再度答弁していただきたいと思っております。

一つ、設楽ダム建設図書の中で、小水力発電計画はどのように確認できているのかをお聞きいたします。

二つ、今後の小水力発電についてどのように計画と事業推進していくのかを再度お聞きいたします。

これで、私の1回目の質問を終わらせていただきます。

総務課長 それでは、金田議員の最初の「町民の安心安全な暮らしを守る補助金について」お答えします。

1番目の「防犯カメラ設置に関する補助金の交付」についてです。

防犯カメラ設置に関する補助金については、愛知県が本年度4月から「自主防犯活動促進事業費補助金交付要綱」を施行しているところであり、県に確認したところ、県内の50市町村から同要綱に基づく補助金申請があるとのこと。この補助金は、地域自主防犯団体または個人が防犯カメラ等を設置した場合に市町村が補助する経費の一部、または、市町村が防犯カメラ等を購入し団体等に無償または低廉な価格で提供する場合の経費の2分の1を補助する制度です。東栄町の補助金もおそらくこの財源を使っていると思われます。

防犯カメラの設置につきましては、プライバシーの保護や目的外使用への不安の高まりから、県では「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を定めていますが、あくまでガイドラインであることから、一宮市や豊田市などの5市は、条例により設置運用を定めております。一般的に、防犯カメラの撮影範囲は、不特定かつ多数の人が含まれる道路や商店街、神社仏閣を除く集会施設、駅などが想定されており、自宅や事業所などは対象とされていません。

本年3月の議会では、町内の道路沿いなど、いわゆる公共の場に設置したカメラについて説明をしましたが、このカメラは防犯というよりも犯罪捜査のために提供しているのが現状です。

議員の言われるとおり、町内でも空き巣被害が発生しています。仮に防犯カメラがあれば被害がなかったかもしれませんし、昨今の社会情勢を考えた場合、ま

た、設楽町ではダムの子業の関係で飯場もできること等を考えますと、必要性はあると考えております。

なお、補助制度の整備に当たっては、県のガイドラインに沿った対応が求められます。具体的には、犯罪の防止等のために限られること、カメラを設置していることの看板等での表示、設置後の管理運営及び責任者の指定、さらに設置場所によっては対象区域内の住民等の同意が必要になりますので、行政区のほか、設置を考えている任意の団体やコミュニティ組織などからの設置要望等を踏まえつつ、制度化に向けて前向きに検討していきたいと考えています。ただし、町長が申し上げているとおり、一度補助制度を設けるとなかなか廃止することが難しいので、制度化に際しては慎重に見極めることとしたいと思ひます。

2番目の防犯灯設置に関する補助金については、補助金というよりも予算の増額と捉えて回答します。防犯灯の設置につきましては、過去の実績等を踏まえておおよその設置見込み数で予算を計上しており、原則は予算の範囲内で設置しております。

電気料を含め維持管理は区や組などが行っていますけれども、電気料の高騰が続いており、その負担が大きくなっているためLED化の要望がありましたので、今年度より防犯灯の新規設置だけでなく、既存の防犯灯をLEDに更新する場合も、その経費を全額負担することとしています。そういう意味では増額をしていると考えております。また、このことは年度当初の区長会でも説明し、要望数が多ければ補正予算を計上して対応する旨も説明しています。

今年度の設置要望の申請書提出期限は10月末までですが、現時点までに3地区から、新規1か所、LED化55か所の申込みがあります。費用は平均すると1台5万円ほどですので、280万円の予算措置が必要です。10月末に取りまとめて、可能な限り12月の補正予算に計上していきたいと考えていますが、地域のバランスを考えるとともに工期が3か月しかありませんので、場合によっては要望箇所の半分を今年度、残りは来年度とするなど、要望どおりとはならないことを御承知ください。

したがって、来年度以降も実績等を踏まえ、予算計上、増額ということは難しい場合もあるかもしれませんが、予算を確保して安心安全な暮らしを守る整備を行いたいと考えております。

最後の、特殊詐欺防止用電話機器等及び防犯用具の購入及び設置への補助金についてですが、こちらについても県が制度化した補助金要綱の対象項目となっています。こちらに対する補助金については、基本的に町として個人に帰属する物品等への支援は、特定の場合を除いて慎重な検討が必要であること、また電話機等の購入等については金額的にも大きな負担とは思われません。さらに防犯カメラ補助の補助同様、制度化するには慎重を期すということから、現時点では補助については考えておりません。

以上です。

企画ダム対策課長 それでは、金田議員の2点目、「設楽ダム建設に伴う小水力発電事業について」、お答えさせていただきます。

まず1点目の、設楽ダム建設図書の中で小水力発電計画はどのように確認できているか、という御質問です。

現在のところ、ダム基本計画に発電が位置付けられておりませんので、本町の小水力発電計画を反映した設計にはなっておりません。本町の発電設備を追加するための変更が可能であることは確認しておりますので、今後の事務手続を進めることとなります。

2点目の、今後の小水力発電についてどのように計画と事業推進していくのか、という御質問であります。

今後、本町において発電規模等の事業実施方針を最終決定し、河川法及び特定多目的ダム法に基づく申請を行い、国において発電をダムの目的に追加するダム基本計画の変更手続が行われることとなります。その後、ダム本体建設工事の工程に合わせて本町の発電計画を反映するという事で、設楽ダム工事事務所と事前調整を現在も進めております。

一方、今年度委託業務で、ここ数年高騰している建設費用を調査し、最適とされた2,000キロワット程度の発電規模が現時点でも妥当なものかどうか再確認を行っております。これまでの検討では、現時点でも出力2,000キロワット程度の発電規模が最適ではあるが、建設費用の高騰により本町単独での事業実施は、かなり難しいものとなってきているため、現在、本町単独以外の方法も含め、幅広く事業手法について検討を進めているところでございます。

企画ダム対策課からは、以上でございます。

6 金田(敏) 再質問させていただきます。まず先に防犯カメラについてですけれども、総務課長の説明では、防犯カメラ設置に関する補助金には必要があると思うので、前向きに考えて進めていきたいという答弁であります。ありがとうございます。そういう考えでお願いします。

ただ、先ほどの説明の中に、愛知県内の中から50市町村が補助金に手を挙げていると、5市町村がそれをやるために条例を作っていると、本町もこれを考えていきたいということなのですが、5市町村が作っているという言い方もできるのですが、私に言わせれば、たった5市しかやっていないではないかと。例えば隣の東栄町の設置要綱の中を見ますと、これは東栄町防犯活動促進事業費補助金交付要綱です。条例ではないです。要綱でやっているのです。我々北設楽郡にもあるんです。北設楽郡の場合ですと、「北設楽郡防犯協会が設置する防犯カメラの設置に対する利用基準」という名前でできているんです。ですから、何でもかんでも条例を作らなくても、要綱を基準にやればそんなに難しくなくできるのではないかと思います。この点についてお伺いします。

総務課長 5市の条例というのは、そういうところもあるよということで説明をさせていただいたものですから、必ずしも町として条例を制定してやるという意味で

はありません。議員おっしゃるとおり、要綱で対応をしている所がほとんどでございますので、前向きに検討をしていく段階で要綱で対応をしていく予定であります。

6 金田(敏) そういう方向で、一番大事なことは、早急にやってほしい、これが一番大事なことなんです。本当に犯罪者は我々のことを待ってはくれません。本当に早急にやっていただきたいと思っております。

次に2番の防犯灯設置に関してですけれども、たしかに、先ほど言われたとおり、LEDの新規1か所、LED交換が55か所も町内で希望があるということは、いかに町内の区長さんたちがそういうことを考えているかということのあかしだったと思います。それについての補助金は付けていただきまして、それはありがたいなと思っているわけですが、先ほどの答弁だと、もしかしたら今年度の予算が足りなくなって、半分は来年になるかもしれないよということだったのですが、そんなことを言わずに補助金を補正予算で付けていただいて、できるだけ早くこれもやっていただきたいと思っておりますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

総務課長 半分という意味は、先ほど申しましたように、予算化をして、それから事業をするのですけれども、工期が3か月しかありませんので、果たして55か所、全てが年度内に完了するのかどうかというのを業者さんと相談の上、それから地域のバランスもありますので、特定の地域ばかりというふうにはなかなか難しい点もありますので、そういうことも含めて、場合によっては半分になるかもしれないし、7割程度になるかもしれないし、可能であれば全ての箇所が実施できる可能性もあるということで、可能性の話でございますので、こうするというわけではありません。御理解いただきたいと思っております

6 金田(敏) 大変グレーな答弁をありがとうございます。冗談抜きで、本当に御存じだと思います。蛍光灯の防犯灯の電気代が、私も昨年まで区長をやっていたのでわかりますが、月に470円から490円くらいかかるんです。それが、LEDに変えると133円くらいで済むんです。これは区の負担金としては大変大きな問題なのです。そういうことで私3月議会で皆様方に予算取りのことをお伺いしてやってきたわけでございます。

もう1点、次、3番の特殊詐欺防止用電話機器等うんぬんですけれども、先ほどの総務課長の答弁ですと、防犯電話機器はお安いから補助金は考えていないという答弁ですが、高齢者、低所得者の方がこれは一番危ない対象なんです。その方にお安いからと言うのは、いったい幾らくらいの考えでお安いという考えが出たのかお聞きします。

総務課長 県の補助金要綱を見ると、6,000円なので、2分の1と考えると1万円ちょっとくらいです。1万円程度であればということで、安いというか、安価であるという意味でお答えをしました。

以上です。

6 金田(敏) 高齢者の方で年金生活の方が1万円というのは全然安くないです。高価です。私はそう思います。その辺、再度もういっぺんお考えをお聞きします。

総務課長 そういう考え方もあるかもしれませんが、御家族だとか御親族というか、お子さんたちもみえる話ですので、そういう方たちとどうするというのを決めていただいて、購入するというのであれば購入していただきたいなという意味もありますのでよろしくお願いします。

6 金田(敏) 土屋町長、今の質問、再度町長の答弁をお願いいたします。

町長 安いとは思っておりませんよ、安いとは思っておりませんが、あくまでも今、課長が答弁をいたしましたけれども、まず御家族の中で対応をしていただくのが本来の姿と思っておりますので、現時点で補助は考えておりません。

6 金田(敏) 町内、高齢世帯で独居老人の方は大変多くおられます。たしかに御家族ということになれば、たしかに都会のほうに出られた家族のお子様たちが大変多くおられると思いますが、そのような子どもさんに力添えをお願いするというのは、いかにも冷たい答弁だと私は思うのですが、それでもお考えは変わりませんか。

町長 どこまで行政がやるかということだと理解をしております。本当に、そういう意味で厳しい方というのは別の補助制度があると思っております。その中でまた御相談をいただいて対応をするべきものだと思っておりますけれども、基本的には個人に帰属するものでありますので、個人の中で御判断をいただくのが私は本来の姿だと思っております。その上で、補助でありますので、また改めて必要があれば考えていきたいと思っております。

6 金田(敏) 本当は一番いいのはレンタルが一番いいとは思っているのですが、レンタル制度があるのかないのか、ごめんなさい、まだ調べていないのですが、レンタル制度があればレンタルでお借りしてできればいいなと考えております。

とにもかくにも、補助金に関しては、先ほども私言いました、犯罪者は私どもの考えを待ってくれません。早急に手立てをしていただきたいと再度お願いいたします。

次に、ダムの問題です。先ほども申しました、この問題、最後に同僚議員が質問します。その中で類似の質問もされますので、質問内容が重複するかもしれませんが先ほどお断りしましたけれども。

その1点、まず、小水力発電が現在のダムの建設図書の中に入っていない、だから変更でできると言われましたが、いついつまでに変更の資料等を作って出す計画なのかお聞きします。

企画ダム対策課長 答弁の中で、河川法または特定多目的ダム法に基づく申請が必要ですよ。これを行わない限り変更のほうができないのですが、それではダム工事の進捗に合わせていつが最終リミットかという検討は付けております。遅くとも今年度中には最終的な発電規模、事業の手法を決定する必要があります。

以上です。

6 金田(敏) 事業の決定は結構です。今年度中は分かるものですから、だからこれを今、町として考えているのは、事業決定が本年度中なら本年度中でいいです、これを変更するのはいつ、国交省にいきなり「はい、お願いします」、「わかりました」というわけにもいかないと思うものですから、だからこれから先の行程をどのように考えているかということ、おおまかで結構です。教えてください。

企画ダム対策課長 まだ事業決定に至っていないのが現状ですので、いつ申請を出していくか、そこも含めて今、国との調整を進めている段階ですので現時点では今年度中に決定するしか今のところ決まっていない状況ですので、そのようにお答えさせていただきました。

以上です。

6 金田(敏) といいますと、これから先いろんなことが事業計画や打合せ等々進められております。その報告はどのようなかたちで我々に報告していただけるのか、その辺をお伺いします。

企画ダム対策課長 町にとって非常に重要なことになりますので、決まった段階で、例えばダム対策特別委員会ですとかそういった場を設けて随時報告をさせていただきます。

6 金田(敏) わかりました。ダム特以外にも全協でも何でも使っていて、手遅れにならない、これが一番心配ですのでそのように進めてください。お願いします。

それと、2番のほうですけれども、先ほどちょっと説明で、2,000キロワットが適性かどうか再確認をしているという話だったのですが、もう一度詳細を言ってください。

町長 この計画ですが、当初1,000キロワット未満で計画をしておりました。建設費がその当時で基金の中に6億5,000万円取ってあったというふうに記憶をしております。1,000キロワットで20年間のFITなりのものを計算したときに、20年たった後の維持管理について大きな不安がありましたので、再度検討をさせていただきました。2,000キロワット未満ということでもありますけど、にすると、20年たった後も利益が、利益というのか、赤字にはならないという試算が出ておりますので、その意味で今2,000キロワットで計算をさせていただいております。もっと大きなという話もありますけれども、今、現時点で検討をしているのが2,000キロワット未満程度ということでもあります。

以上であります。

6 金田(敏) たしかに、小水力発電を造りました、20年後になったらとんでもないお荷物になってしまったでは大変なことになってしまいます。ですから、その辺のことをしっかり検討していただきたいと思うのですけれども。物価高騰、これは今後先、物価が下がることはまずないと思われま。むしろ、資材高騰、どんどん今上がっている、人件費も上がっている、何もかもが上がっている状況です。

だから、これを見間違えるととんでもないことになります。20年後には設楽町がとんでもない荷物を背負ってしまったということになってしまいますので、その辺はしっかり検討していただきたいと思います。

最後にもう一度聞きますが、小水力発電事業の推進について、いろんな段階、最終決定、特定多目的、あるいはダム基本計画等々の準備があります。この段階の、我々専門用語で言うとバーチャートという工程表があるのですが、分からないかな。上に年がたっていて横に線を引く工程表があるんです。そういう工程表みたいなものを作って出していただきたい。今すぐとは言いませんが、こういう流れで事業を進めていくのだという工程表みたいなものをいっぺん出していただきたい。詳細の日にはちまでは要りません、月単位で結構です。年単位になるかもしれませんが、そういう工程表を作っていただいて、我々に提示をしていただきたい。このお考えはいかがでしょう。

企画ダム対策課長 今後ダム工事事務所のほうと調整をして、調整出来次第お示しさせていただきますのでよろしくお願いします。

6 金田(敏) 当たり前だと思いますが、ダム工事事務所が作った工程表ではなくて役場が作った工程表でお願いしたいと思いますが、その辺は御理解できますね。

企画ダム対策課長 もちろん、町とダム工事事務所と調整した結果で町が作ったものをお示しさせていただきます。

6 金田(敏) その方向でお願いします。

あと、また2,000キロワットの詳細につきましては、このあと原田議員からまたいろいろな質問があると思います。そちらのほうで答弁していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 これで、金田敏行君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、10時30分まで休憩といたします。

休憩 午前10時16分

再開 午後10時29分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に3番原田純子君の質問を許します。

3 原田(純) 3番、原田純子です。議長さんのお許しをいただきましたので、一括で質問させていただきます。

はじめに、「食育と農について」、お伺いいたします。

食育を推進するための食育基本法が、平成17年に制定されました。食育基本法では、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置付けられて

います。

ここでは、食育基本法と、それに基づき計画された第4次食育推進基本計画と、それに関連する農業分野の内容を一部抜粋して質問させていただきます。

愛知県教育委員会では、地場産物や地域に伝わる郷土料理、行事食の良さを子どもたちや保護者に広く知っていただくことを目的に、令和5年度、第1回目の「愛知を食べる学校給食の日」が、県内の公立の小中学校と特別支援学校で、食育月間の6月に実施されました。

そのときの設楽町のメニューは、特製みそだれの五平餅と清嶺小学校の農園で栽培された無農薬の玉ねぎと県内産の野菜の入ったスープが提供されました。

①「愛知を食べる学校給食の日」に提供された五平餅と清嶺小学校の農園で栽培された無農薬の玉ねぎスープに、児童生徒さんは、どのような反応を示されましたか。また、栄養教諭さん、調理師さん、先生方の御感想はどのようなものだったのでしょうか。

②「愛知を食べる学校給食の日」に提供された食材で、清嶺小学校の玉ねぎ以外に町内産の食材は何がありましたか。

③学校給食での地場産物を活用した取組等の増加が食育推進基本計画にうたわれていますが、設楽町での取組の現状と今後の展望について御教示ください。

食育基本法の大きな柱は、1、安心・安全・健康の選食力を養う。2、伝統食の伝承と共食の重要性。3、食糧問題や環境問題の3つに要約されます。

3つ目の食糧問題についての質問です。

④日本の食料自給率はカロリーベースで38%とされています。世界情勢の不安定化と世界的な気象の変動を考慮したときに、今後の設楽町の住民の皆様の食を守る農業のあり方と取組方を併せて、町としての見解をお聞きします。

現在、ロシアやベラルーシ、中国からの化学肥料をはじめとする原材料の輸出規制、燃料の高騰、円安の影響も加わって、輸入物価と農業用資材の高騰、異常気象など、今後の見通しが見えにくい状況があり、農家は物価高騰分を農産物の価格に転嫁できにくく、米価の低迷と生産者の高齢化が相まって、先行きの厳しい状況の渦中で農業者が追い込まれています。化学肥料の原料のリン、カリウムが100%、尿素の96%が輸入依存で、既に製造中止の配合飼料も出てきて、今後の国内農家への肥料供給の見通しが不安定化してきています。そのみならず、種の90%は国外で作られています。

それに関連して有機農業に関する質問です。

⑤第4次食育推進基本計画に、持続可能な食を支えるための食と環境の調和・環境の環がうたわれており、有機農業に対する理解増進と食品ロスなど、食糧生産とその消費に配慮した食育を推進しています。

食育基本法、食育推進基本計画、有機農業推進法、みどりの食料システム戦略推進総合対策、愛知県有機農業推進計画等々に示されている観点から、今後の設楽町の有機農業に対する取組方と見解をお聞かせください。

次に、携帯電話の不感地帯についての質問をさせていただきます。

ITは今や私たちの日常に欠かせないものとなっています。ことにスマートフォンやガラケーを持つ人の割合は、最新のデータでは、全国で9割を超えているという統計が出ています。ちなみに2022年の家庭電話の保有率は全体で66.5%、20代世帯では9.5%となっており、家庭電話の加入率は漸次、減少の傾向をたどっています。そのように好むと好まざるとにかかわらず、これから生きていく私たちにとって、情報通信機器は必要不可欠のものとなりました。

今に生きる私たちは、数十年前と比べて一人一人の移動空間が格段に広がり、ことに急病や様々な事故などの緊急性を要する場合において、場所と時間を選択することは難しいと言わざるを得ず、いつでもどこでもスマートフォンやガラケーからの情報発信が可能な状況を、できる限りにおいて整備する必要があるのではないかと思います。

そのような思いから、簡易なやり方ではありますが、主要な国道、県道、町道などを、異なる2つの携帯電話会社のスマートフォンを使って、電波の受信状況を調べた結果を御報告させていただきます。

電波の通じない不感地帯に加えて、受信状況に不具合が生じるとされる地帯としては、次のとおりです。

国道257号線3区間、国道420号線1区間、国道473号線1区間。県道主要地方道、設楽根羽線3区間、県道365号線田峯三都橋1区間、県道33号線1区間。町道5区間。調査していない箇所も多々あります。雑で不確かな情報ではありますが、このような結果です。

質問です。

1、携帯電話不感地帯を全町的に把握されていらっしゃいますか。

2、8月21日、真夜中の国道420号線三都橋地内で陥没した道路に車が転落する事故が発生しました。山間地域である設楽町では、このような想定外の事故が近年の気象の変化によって常態化するおそれもあります。また、数年前、不感地帯で草刈り中に起きた事故で人命が失われました。因果関係は不明ですが、携帯電話が通じていれば、という悔いを残したことも事実です。

少なくとも国道、主要地方道、町道及び、町内の家々に不感地帯があるとすれば、解消に向けた働きかけをしていただきたいと思います。御見解をお伺いいたします。

3、情報通信行政を所管する東海総合通信局と、大手携帯通信会社と地方自治体の関係性とそれぞれの役割を、不感地帯解消に向けた取組を例に、御教示ください。

4、設楽ダム建設事業に伴う付替道路にかかるトンネルの数は、幾つですか。また、トンネル工事に伴い、トンネル内が通信可能であるように設計及び契約はなされていますか。

以上ではじめの質問を終わります。

教育課長 では、教育委員会より1番目から3番目までお答えいたします。

1番目です。無農薬食材への、口にされた方々とか対応された方々の反応についてということです。

玉ねぎスープを口にして、「甘いね」とか「おいしいね」と喜んでいたお子さんも多かったということで、無農薬という意味が分からないような子には先生が分かりやすく説明されたところ、「じゃあ体に良さそうだね」といったような反応もあったということで、そういう点では、基本的な部分ちゃんと御理解いただけたのかなと実感しております。

学校農園で収穫された無農薬玉ねぎということで、サイズの大小もあったようですけど、「小さいものはスープに丸ごと入れることができるね」とか、「大きいのは切ってカレーや肉じゃがもおいしいね」といったような楽しそうな声も聞けたというところでもあります。調理員としては、個々のサイズごとに切り方などを工夫する必要があったようです。一方、メニューを組む栄養教諭の側からは、少人数だから、また特別なメニューだから可能な献立でありまして、人数が多いとその分だけ量を確保する必要もあるので、広く無農薬食材を取り入れるのはなかなか難しいかなという意見もありました。

2つ目です。この玉ねぎ以外の町内産食材についてです。具体的に挙げますと、トマト、天狗ナス、里芋、シイタケ、ニジマス、米など活用されたということです。その他、学校農園で収穫されたサツマイモとか大根もあったと。メニューとしては「地元野菜とウズラ卵の味噌汁」とか「ニジマスの磯部揚げ」だったり「ゆかり揚げ」、その他、煮物への活用とか、サラダに使ったと言っております。

3番目です。学校給食での地場産物を活用した取組の現状、それから今後の展望についてということで、学校給食を提供する側としましてお答えします。

地産地消を学校給食で展開すべく、各校の栄養教諭がそれぞれ工夫を施しております。例えば毎月19日の食育の日には特に町内産の食材を使うよう心掛けていますし、それら食材については給食だよりや献立表にて紹介しているところです。

そうした中、先生方、栄養教諭などが心配されることの一つは、生鮮食品として種類や数量が少なくて給食食材として安定的に用いることがやはり難しいなというところでもあります。町内産の食材を扱う業者が少ないことが影響しているのかなと思っております。

心配されるもう一つは、食材によっては配送ルートが整っていないというところです。例えば農協で手に入る地元野菜とか、森林組合で提供される干しシイタケなどはスーパーと異なり学校への配送が体系化されておきませんので、栄養教諭がその都度出向くなど、個別の対応が必要であるということもありまして、1つ目の心配も含めて地元食材は手に入りにくいという意識も少なからずある中で活用されているというところでもあります。

この地域にはこの地域ならではの魅力的な食材がありますし、地産地消の意識

も、学校ごとの献立のオリジナリティ意識も高いので、そういった品数とか数量、配送ルートなどがもう少し充足していけば、学校給食として地場産物のさらなる消費拡大にも貢献できるものと考えます。

教育委員会からは、以上です。

産業課長 では、④からお答えいたします。非常に難しい課題と受けとめております。

今後の設楽町の住民の皆様の食を守る農業のあり方と取組方についてですが、供給面から考えますと、人口の著しい高齢化や減少が進む中、現段階では町として新規就農者を増やしていくことが重点施策ではないかと考えております。

また、近年の異常気象に伴う自然災害や気候変動による影響も考慮していく必要があります、災害に対応できる取組も必要であると考えております。しかし、町独自の取組は現段階では行っておりませんが、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上を図る必要があるのではないかと考えております。

次に、設楽町の食料自給率について、公表数値ではございませんが、設楽町で生産された米、トマト、ナスの農産物出荷量のみを参考に換算いたしますと、1人1日のカロリーベースとして約41%となっており、日本の食料自給率カロリーベース38%を若干上回っているような数値は確認しております。

町としては、引き続き、新規就農者の受入れを積極的に行い、町の農地保全が健全なかたちで維持されるよう推進していきたいと考えております。

次に、⑤の有機農業についてですが、有機農業の生産は、自然循環機能の維持と増進を図るため、化学肥料や農薬の使用を避けることを基本としています。町内では、名倉地区の農家1件が稲作を196アール実施しており、豊川有機農業の会に所属し、月に2回豊川で朝市を開催していると聞いております。

町内での地産地消についてですが、道の駅で農産物の販売や農家さんの直接取引などにより、地域で生産された農作物が消費されるといったかたちで行われております。

また、町内で有機農業に転換される農家さんは、現段階では増えていませんが、今後有機農業で作られた農産物を求める消費者が増え、生産性を高めることができるようになれば増えてくるのではないかと考えております。

なお、農協側の意見として聞き取りしたところ、有機農業に対しては調査研究をしている段階であり、生産性を落すことなく化学肥料や農薬の低減が進んでいけば参入していく農家さんも増えていくのではないかとということでした。それも踏まえて今後の状況を見ながら進めていきたいということ聞いております。

今後の取組についてですが、国や県の制度を利活用するとともに、農協と連携し、有機農業に対し支援していきたいと考えております。

以上です。

企画ダム対策課長 それでは、「携帯電話の不感地帯への打開策を」という御質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の、携帯電話不感地帯を全町的に把握しているか、との御質問ですが、携帯電話不感地帯について御指摘いただきましたところを含め、一部分の把握はしておりますが、町内全ての携帯電話不感地帯を把握していないのが実情です。ただし、居住エリアにおける不感地帯については、おおよそ把握しております。

2つ目の、不感地帯解消に向けた働きかけをしてほしいと思うが見解は、という御質問ですが、もちろん、本町としましても不感地帯解消に向けて取組を行っております。直近では、令和2年度に津具の簀ノ子地内において携帯電話施設整備工事を行い解消を図っております。

この解消にあたっては、町の要望によって手を挙げた携帯事業者が整備するもので、事業者が手を挙げない限り整備はできません。また、先ほど申し上げました津具の簀ノ子地区はa uのみの整備となっており、ドコモですとかソフトバンクは入っておりませんので、整備できても大手携帯事業者3社全てが入るわけではございません。

また、町内でも数件の携帯電話が使えない居住エリアがありますが、まず解消を図る優先順位としては、町民が住んでいる居住エリアを優先に解消を図り、その次に道路となります。しかし、先ほども触れましたが、要望を行っても携帯事業者が手を挙げない限り解消は難しいと考えております。

続いて、3つ目の、不感地帯解消に向けた取組例についてお答えします。

先ほど申し上げました簀ノ子地区の解消に向けた事務の流れで御説明をさせていただきます。

まず、東海総合通信局では、不感地帯解消箇所を把握するため、愛知県を通じて地方自治体に不感地帯解消地域の要望を聞き、取りまとめを行います。その後、取りまとめた要望を東海総合通信局が大手携帯通信会社に情報提供を行います。要望を受けた大手携帯通信会社は、必要性や採算性などを検討し、事業化できると判断した事業者が町と調整し、携帯電話施設整備工事を行う運びとなります。

このように東海総合通信局が市町村の要望を取りまとめて事業者に情報を提供し、設置の有無を検討させる流れが既にできております。ただし、あくまでも携帯事業者が事業として成り立たない場合は、設置の可能性が低くなってしまいます。

最後に、設楽ダム建設事業に伴うトンネルが幾つあって、トンネル内が通話可能であるように設計及び契約はなされているか、との御質問です。

設楽ダム建設事業に伴う付替道路にかかるトンネルの数ですが、県道瀬戸設楽線で5か所、県道設楽根羽線で1か所、県道小松田口線で1か所の計7か所となります。

続いて、トンネル内で通話可能となるよう設計及び契約されているかとのことですが、ダム工事事務所にこれは確認させていただきました。ダム工事事務所では、設計段階において、トンネルに設置する通信ケーブル等の企業に対して、道

路計画について情報提供——こういった工事がありますよ、という情報提供を行うとともに、施設設置希望の有無を確認し、設置希望がある場合は設計に反映するとなっております。

それでは今回の場合、付替道路のトンネルの計画・設計段階で、通信事業者に対して設備設置の意向を確認しております。これまでのところ通信事業からアンテナ等の設備設置の意向がなかったことから設計には反映しておりません。

以上で、企画ダム対策課からの説明を終わります。

3 原田(純) 有機農業に対してこれから支援をしていただけるということなので、ありがとうございます。

ただ、おそらく肥料の高騰とか物価高騰、ずっと続くのではないかと思われるのですけれども、農業者の方が全国的に見ると相当廃業も出てきていらっしゃるのですよね、そうすると、肥料が高くて去年1年間で出たお金が今年半年でそれを上回ってしまったというような状況が——それはクローズアップ現代でやっておりましたが、出ておまして、このままでは農業を続けられないとおっしゃっている方もいらっしゃいます。だから、国や県でも市町村が主導をして農家の方々にお伝えしていく、そういう施策が必要だと思います。

それについて、お伺いします。町が主導をして農家の皆様に補助金も幾つも出ていると思います。お伝えしていかれるということについてどのようにお考えでしょうか。

産業課長 化学肥料等の高騰については把握はしておりますが、去年もそういったかたちで県の補助を使ったりして補助をしたりとか、そういう制度はございます。町としてどうかということなのですが、農家さん方の要望等が強くあがったりだとか、農協さんからの、こういう施策はどうだとか、そういう提案等がございましたら、そういったことを町として支援できるかどうかを検討してやることは可能です。町の職員で農家のことを考えるというのは、なかなかプロフェッショナルな職員もございませんので、そういった専門的なものは農協さんを通じてどういったことが必要かというのは検討していく必要はあると思っております。

以上です。

3 原田(純) 国や県から推進している、有機農法推進法とか、みどりの食料システム戦略推進総合対策とか、食育のほうもあります、食育推進基本計画とか、愛知県有機農業推進計画とか幾つもありまして、やはり、国も県も有機農業に力を入れ、推進する方向でおりますので、JAさんと協同していただいて、ぜひ補助金もあるとか、詳しいことをぜひ農家の方々にも、選択するのはもちろん農家の方々ですが、お伝えいただきたいと思いますがいかがですか。

産業課長 この有機農業に対しては、設楽町でまだ1件ということで、おそらくこの方が設楽町の中では先駆者みたいなかたちにはなっております。今の現状、議員さん分かっていると思いますけど1件のみで推移しているということで、国や県の補助制度があったとして、今の農家さんが有機農業に転換されるかというのは

農家さんの意思であり、その意思表示の御意見が多数出てこれれば、町としても推進していくというかたちを考えておりますので、農家さんからの声をもっと大きく出してくれば動こうかと思っておりますが。

以上です。

3 原田(純) 事態はかなり深刻になっていると思っておりますのでよろしく願いいたします。

それから、携帯の、大手通信会社が手を挙げないと不感地帯の解消は難しいとおっしゃられましたが、どのような手段を使ったら手を挙げていただけるのか、あるいはそれは無理なこと、採算に合わなければ手を挙げないということであれば、どうしたらいいのでしょうか、教えてください。

町長 企業が持つ分を町が出せばできるという理屈だと思いますが、かなり高額なものになりますので、町としては、居住をされている地域については何らかの方法を考えていきたいなと思っておりますけれども、人が住んでいない所までとなりますと、町としてもなかなかお金を捻出できないという現状であります。

3 原田(純) いろいろ御答弁ありがとうございました。これで質問を終わります。

議長 次に、8 番田中邦利君の質問を許します。

8 田中 しっかり質問をしながら、議会運営に協力をするということで、質問を簡略して行いますので、御答弁のほうはよろしく願いいたします。

私は一括方式で質問をさせていただきます。

質問1は、「今後の豪雨災害対策のあり方について」であります。

温暖化を通り越して地球沸騰化による想定外の気候変動、風水害が頻発するようになりました。線状降水帯などによる集中豪雨の発生回数も近年増えており、一日の降水量が200ミリ以上の日数は、20世紀初頭と最近30年間を比べると約1.5倍にもなっていると言われております。

したがって、従来の施策では災害防止上、十分でない事態となっていると思うのです。6月2日の豪雨災害は河川氾濫一步手前の大変な経験をしましたが、その経験も踏まえて以下の質問をするものであります。

1、6月大雨の被害状況は、先に農地災害、林道災害、道路河川災害などの中間報告が行われ、復旧事業費1億8,000万円の補正予算も組まれました。現在は、既に全体的な被害状況の把握が完了していると思われませんが、その総括的な被害状況はどうか、お尋ねします。

さらに、農地被害——これは農作物の被害、農地の流出・冠水の詳細はどうか、お尋ねします。そして、その中に先ほど来出ておりますけれども、国県補助の対象にはならないが町の直接支援が必要な実態はないか、お尋ねします。

2番目としまして、東三河都市部では学校からの帰宅に問題があったように聞きますが、当町では適確な対応をされたと思っております。今後とも適正な帰宅タイミ

ングや計画休校を含む休校措置を要望したいが、いかがでありますでしょうか。

3番、指定避難所の見直しが行われる予定であります。行政懇談会等でもこのことが発表されました。田口地区では福祉避難所を含む10か所から4か所にし、そのうち1か所は感染症対策の避難所なので、実質は小中高校の3か所となり、そして福祉避難所はなくなるようであります。これもそれ自身問題になってくると思いますが、変更後の避難所となる施設は体育館が主であると思うのですが、ここは木質フローリング床が多くて、長時間滞在では腰痛など持病をもつ高齢者には身体的にきついと思われまます。段ボールベッドや毛布などは避難と同時に支給できないか。毛布、座布団、床シートなどは避難者が持参となっておりますが、緊急的な場合はそれが困難であることは明らかであり、対応の改善を求めるものであります。

4、5年に1回、10年に1回の大雨が毎年のように降るようになっていきます。近年の気象状況に合わせた風水害対策が必要であり、以下の5点についてお尋ねします。

1、国道420号の三都橋地内の陥没事故があったのは皆さん御存じのとおりであります。復旧はいつ頃になるかお尋ねします。この地点は、前から三角コーンが置かれていて、土砂が道路上にも散乱するなど事故の予兆がありました。この事故を踏まえまして、町内道路・河川の一斉点検を行うべきだと思いますが、その考えはないか。また、内水による——大雨ですね、雨が降ってくると内水による浸水状況を把握する予定はないか、お尋ねします。

4の2番目、危機管理型水位計など水位計は町内に何か所設置されているか、河川の水位計ですね。それ以外にも設置が必要なところがあると思うが増設を要求する考えはないか。また、それが利活用されるよう住民を啓発すべきだと思いますが、その予定はあるかお答えください。

4の3番目です。県には、河川に堆積した土砂の搬出計画——しゅんせつ計画と言ってもいいかと思うのですが、そういう計画があるようですが、町管理である準用河川ではどうなっているのでしょうか。しゅんせつ計画が町としてあるか、まずお聞きします。

4の4つ目、他市で行われていると聞きますが、浸水被害が予想される地域や個々の住民に、土のうを支給する支援はできないか。他市の例によりますと、土のうが用意された配布所に住民が取りに行く仕組みでになっているそうであります。

5番目、近年の風水害の現状に対応する水害対策の費用は多額を要すると思われまます。計画的な水害対策のための計画的な予算確保、これは臨時対策債ですとか基金積立てを除いて、例えば道路維持修繕で1億円近くのお金が毎年計上されているのですが、それだけでは対応が不十分になるのではないかと思ひまして、そういう予算確保を行う考えはないか、お尋ねします。

質問2は「マイナンバーカードと健康保険証一体化について」です。

改定マイナンバー法の成立により、2024年秋までに現行の健康保険証が廃止され、その代替りとなるマイナンバーカードが事実上、国民に強制されることとなります。医療機関におけるオンライン資格確認システム、これはその人が医療を受けられるかどうかをカードを読み取って確認するシステムですが、その導入も原則義務化されるそうであり、オンライン資格確認は既に実施されているようであり、これらが実行されると、医療受信のこれまでの在り方に一大転換が訪れます。

しかし、保険証代替りのマイナンバーカードの誤交付、誤登録が相次いでおります。保険証一枚で誰もが安心して医療を受けることができたこれまでとは異なる事態になるわけですから、国民皆保険制度の崩壊につながりかねない危険性が浮き彫りになっているのではないのでしょうか。医療現場では、現行保険証なら目視で、保険証を見るだけで済むところをオンライン資格確認でトラブルが相次いで混乱が起きていると聞きます。

こうしたことを受け、国は、マイナンバーカードの総点検を行うこととし、全国市町村・保険団体にその作業を要請しているようであり、

カード未取得者は依然大勢存在していること、マイナンバーカードの取得は任意であることから、カード未取得者には資格確認書が発行されるということになっていますが、しかし、これには申請が毎年必要になるなど、被保険者の負担と厄介さが伴うものであります。

国のこうした対策にもかかわらず、マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、どの世論調査でも延期・中止が7割を超え、「保険証の廃止、見直しは今からでも遅くはない」と、読売新聞等が社説で訴えているとおりでありますが、それをはじめ、多くのメディアが中止や見直しを主張しております。

そこで、1、まずお聞きしますが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化・一本化——ひも付けというふうに言ってもいいと思うのですが、当町においてどこまで進んでいるか。現在どのような状況か、お知らせください。

2、国のマイナンバーカード・トラブル総点検に伴う町業務・体制への影響はどうか。事務負担はどの程度になっているか、お聞きします。

3、保険証と一体になったマイナンバーカードに別人が登録されていたなどの問題が起きていますが、これは薬剤の誤投与など命が危険にさらされかねない状況であります。当町においてマイナンバーカードに関わるトラブルはあるか、お尋ねします。

4、医療機関において、オンライン資格確認で資格の確認ができない場合、患者に全額の支払いが求められることが想定できると思いますがどうでしょうか。こうした支障が起きた場合、「保険料は支払っているのに、どうして全額負担なのか」などの苦情が寄せられると思いますが、町の対応をどうするか、お示してください。

5、保険証の代わりにマイナンバーカードが強制された場合、保険証預りや申

請代理が余儀なくされる介護・高齢者福祉施設では多大な負担がかかると言われております。そうした課題への認識は持っているか。また、介護施設、福祉施設への町の対応はどのようなのでしょうか。

6、カード取得は任意であり、紙の保険証を廃止してカードによる診療を原則とするのは、マイナンバー法の法律規定に違反しないか。また、従来の保険証で医療体制は十分機能しております。一方で大混乱をもたらしている現況があり、マイナンバーカード移行は一旦中止することや見直しが必要であるという世論が巻き起こっております。一旦中止や見直しについて、町の認識はどのようなか、伺います。

以上お答えいただくよう求めまして第1回目の質問とします。

総務課長 それでは、総務課から、「今後の豪雨対策のあり方について」のうち、1番目と3番目、4番目のdとeですか、4つ目と5つ目についてお答えします。

最初です。1番目ですが、6月2日からの大雨についての被害状況です。

御存じのように、清崎地区の民家への土砂流入が1件、田口地区への床下浸水が1件。道路につきましては、国県道が3か所で倒木等の被害がありましたけれども、6月5日には復旧しております。町道については倒木、崩土、土砂の流失など65件、林道についても崩土、路肩決壊、舗装破損など29件、農道で4件の被害がありました。このうち、町道名倉津具線は、道路部分が22メートル崩落し、一番大きな被害となっております。国庫補助の災害復旧事業として認定された後に復旧工事に着手予定ですけれども、復旧までには1年以上かかると思われます。

なお、ほとんどの町道、林道は復旧済みですが、町道6路線、林道は3路線で現在も通行止めとなっております。清崎の民家については、町から準半壊ということで罹災証明を発行しております。

農地被害についてなのですけれども、農作物については一時的に水が浸かったという報告はありましたけれども、結果的に被害はありませんでした。農地につきましては、畦畔や法面の崩壊など21か所ありまして、そのうち当初は6か所を補助対象にする予定でしたけれども、補助基準の要件をクリアできたのが1か所だけでした。残りの5か所については、復旧費用の1割を負担していただきますが、町が復旧工事を実施する予定です。

続いて3番目の、避難所への段ボールベッドや毛布などの支給なのですけれども、今回見直しをしている避難所は、あくまで長期にわたる避難生活をする場所ということをまず御理解ください。したがって、議員御質問の大雨等の一時避難の場合なのですけれども、現状は避難される皆さん方が必要と思われる毛布などについて、あらかじめ、今、テレビやインターネット等でも情報が入手できますので、あらかじめ事前に用意をしていただく——個人なり、自主防災組織なのですけれども、そちらの備蓄品でまずは対応をしていただきたいと思います。そのためにも町が補助制度を設けておりまして、毎年区長会で説明もしています

ので有効活用をしていただきたいと思います。長期の生活になった場合はもちろん町で対応をしますけれども、こちらも職員が確実に送り届けることができるか不確定ですので、その点も御理解いただきたいと思います。

したがって、避難所開設状況により臨機応変に対応していきますが、要望に沿えない場合もあることを御理解ください。

4番目の質問のうち4つ目。土のうの支給についてですが、大変難しいと考えております。6月2日の大雨の際には、役場職員が現地で土のうを積み込んで浸水を防ぐことができました。しかし、このような事態が複数発生した場合に、人的にも土のうの数も、役場で十分対応できるとは限りません。役場が災害用に備蓄している土のうは、とりあえず旧役場庁舎の車庫にありますけれども、現実について、どのくらいの土のうが必要になるのか想像がつかないこと、仮に土のう袋は用意できたとしても、詰め込む土の確保、また完成した土のうの保管場所——長期雨ざらしにしておきますと破れてしまいますので、そういうことを考えますと保管場所も大切です。また、詰め込む作業をいつ、誰が行うのかなど、町で全て対応することは大変困難だと思われまます。

したがって、役場で対応できる範囲であれば、まずは対応いたしますけれども、現実的な解決策としては3番目の質問のとおり、自主防災会事業補助金を活用するなど、可能な範囲で地区自主防災会や個人で事前に準備していただけて日頃から有事に備えていただくことになるかと思っております。

5つ目の予算の確保なのですけれども、議員御指摘のとおり道路整備等について、また非常食とか毛布等の備蓄についてという意味で回答をしますけれども、現状でも可能な範囲では非常食や飲料水の備蓄を予算確保しております。道路整備等に関しましては、災害の部分を含めてということは今まではやっておりません。万が一、早急の予算執行が必要となった場合は予備費の範囲であれば予備費を充用する、若しくは予備費では対応できなければ専決処分により補正予算を確保して早急に対応することは可能と考えておりますので、議員御指摘のとおり、災害を見込んでの予算確保ということは現時点では考えておりません。

以上です。

教育課長 では、2番の「適正な帰宅タイミングや計画休校を含む休校措置について」、教育委員会よりお答えいたします。

6月2日の豪雨に際してましては、事前にかかなりの荒れた天候になることが予想されておりましたので、スクールバス通学のある田口小、清嶺小、設楽中の3校に対しましては、雨量規制による通行規制の影響が出るであろうことを予想しまして、前日の昼の時点で休校措置とする旨判断いたしました。また、その他4校については、当日午前の大雨警報が出たのですが、その発表を受けて各学校長の判断により給食の終了後に途中下校を措置したというところでもあります。いずれも大過なくことが進み、安心しているところでもあります。

こうした措置をしたことも踏まえて、近年の度重なる不安定で予想の難しい気

象状況とか、全国各地で起こります激甚被害を鑑みまして、台風襲来など警報発表前でも相応の危険が予測される場合には、名古屋地方気象台の早期注意情報—いわゆる警報の可能性の確認ですが、などを参考にしまして、前日までに町内一斉休校措置を取り入れるよう具体的に調整を進めております。

こうした、前日までに休校を判断する利点としましては、児童生徒らの安全確保が第一でありますけれども、それに加えて一つとして、特に日中に仕事等のため家を空けていたり都合の付かない保護者の方々に対して、途中下校によるお迎えの必要がないような配慮ができること。

それから、休校の当日にタブレット端末を活用したオンライン授業などが円滑に行われるよう、学校側が事前に余裕をもって準備することができる。

もう一つ挙げますと、早めのキャンセルにより給食食材の廃棄等の無駄が避けられ、また当日朝の給食関係の調整の混乱を回避できるといったような、様々な備えができることが挙げられます。

こうした視点をもって、また議員の御意見も踏まえつつ、今後の対応を進めていきたいと思っております。

以上です。

建設課長 まずはじめに、国道 420 号の復旧見込みについてお知らせをします。

新城設楽建設事務所設楽支所に問い合わせたところ、復旧見込みにつきましては、天候にもよりますが9月の中旬と聞いております。

それでは、議員の質問にありました4番目、「風水害の対策をおこなうために」についての、a から c までの3つについてお答えします。

現在建設課では、道路点検において、1級町道を始めとする主要な道路のパトロールを定期的実施しており、今後、河川点検及び内水による浸水状況の把握を含め、パトロールを強化していきたいと考えておりますが、町全域の道路・河川は広範囲に及び、全てを把握することは時間と労力を要します。町の体制としては、道路・河川共に地元住民の方や通行者の方からの連絡や、町内郵便局との協定による道路等の損傷状況の情報提供も状況を把握する1つの手段と考えております。また、5年に1度実施しております、橋梁点検やトンネル点検の結果も有効に活用していきたいと考えております。

なお、愛知県が管理しております道路・河川につきましては、定期的パトロールを実施し、過去に土砂流出等のあった箇所については、重点的に点検していくと聞いております。町としましては、今後も愛知県に対し一斉点検を要望していきます。

2つ目、bの「水位計の設置状況及び、増設について」ですが、現在、水位計は設楽町内に4か所設置されております。その内訳につきましては、愛知県が危機管理型水位計を名倉川の下沼橋に1か所設置しており、設楽ダム工事事務所が防災用ではございませんが、河川管理用として豊川の箱上橋、境川の風越橋、豊川の大倉沢入地区の3か所へ設置しております。

水位計の増設につきましては、愛知県の施工により本年度、危機管理型水位計を豊川の鮎美橋——清崎地区になりますが、設置する予定です。また、津具地内の大入川へ水位計の設置も要望しております。

水位計の利活用につきましては、広報誌、令和元年の9月号、ちょうど下沼橋に水位計を設置したときの運用と同時にQRコードを掲載しておりますが、周知が行き届いておりませんので、今後再び周知をしていきたいと思っております。

c、「準用河川のしゅんせつ計画」でございますが、現在、設楽町では14の河川を準用河川に指定しております。御質問にございました、しゅんせつ計画でございますが、準用河川及び普通河川にこだわることなく、令和3年度に策定しましたしゅんせつ計画に基づき、しゅんせつ事業を進めています。

また、この計画につきましては毎年内容を見直しており、地域の方からのしゅんせつ要望について、必要性及び緊急性を検討し、計画に反映させております。

本計画に基づくしゅんせつの実績としましては、令和3年度及び4年度に津具の古町川を実施し、本年度につきましては、古町川と名倉地区の市之瀬川、令和6年度は、名倉地区の市之瀬川と、寺屋敷川のしゅんせつを予定しています。

建設課からは、以上です。

町民課長 それでは、町民課からは、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の質問のうちの2番以外についてお答えしたいと思います。

1番目の質問の、マイナンバーカードと健康保険証の一体化——いわゆるひも付けですね、の状況についてお答えします。

国民健康保険は、7月20日の時点で被保険者1,082人中558名、51.6%がひも付けをしています。また、後期高齢者医療保険では、7月18日時点で被保険者1,381人中543名、39.3%がひも付けを行っております。その他の社会保険等につきましては、データがございませんので把握はしておりません。なお、ひも付け行為は、個人でも、役場に来なくてもスマートフォンなどでもできるため、その状況は日々変化をしております。

3番目の質問の、マイナンバーカードに関わるトラブルについてお答えいたします。

当町においては、今のところ国民健康保険、後期高齢者医療に関しては、マイナンバーカードに関するトラブルの相談・報告はございません。

続きまして、4番目の質問の、資格確認のできない場合の支障についてお答えをいたします。

資格確認ができない場合には、まず最初に1番目として、保険料を支払っている被保険者等が、適切な自己負担分——3割等の負担割合ですが、の支払いで必要な保険診療を受けられることと、2番目として、医療機関等には、事務的対応以上の負担はかけないようにすること、という基本的な考えとする内容の通知、これは今年の7月10日付けですが、通知が国よりありました。

具体的には、医療機関にて資格確認端末機械が「資格(無効)」、「資格なし」

と表示された場合には、まず最初1番目として、患者は、受付窓口にて患者自身がスマートフォンなどによりマイナンバーポータルにアクセスしてマイナンバーの画面を提示したり、若しくは健康保険者証を持参している場合にはその健康保険者証を提示して、3割などの自己負担分の支払いをいたします。

2番目として、そうした方法でも医療機関で資格確認ができない場合には、一部負担金の割合等を申請する「被保険者資格申立書」に氏名、生年月日など必要な情報を可能な限り範囲内で記入していただき、窓口負担として、患者が申立てをした自己負担分の支払いをすることとなります。

3番目として、そうした方法でも医療機関にてマイナンバーカードや健康保険者証などを持参していない場合や、有効な健康保険者証の交付を受けていない場合などは、新しい健康保険者証の交付を受けていない場合の現行の取り扱いと同様、医療機関は患者に対して医療費全額の10割を請求するということとなっております。ただし、過去の受診歴や患者の身元が分かるなどの場合には、個々の医療機関の判断により窓口負担を3割にするなど、柔軟な対応が可能となっております。

また、令和5年8月4日の岸田首相の記者発表の中で、マイナ保険証を持たない者に対するの対策として「資格確認書」を職権交付するという方針を表明しておりました。資格確認書は従来の健康保険者証と同様の効果がありますので、こうしたことも患者の10割負担を減らす有効な対策と考えられます。

5番目の質問の、介護・高齢者福祉施設での多大な負担への課題認識と介護施設等への町の対応についてお答えいたします。

介護・高齢者福祉施設では、健康保険者証の提示など、自分自身では行うことができない高齢者が多いことは認識しております。町内の介護・高齢者福祉施設からは、具体的な声は届いておりませんが、全国の高齢者施設の現場からは、マイナンバーカードの管理は暗証番号も含めて厳重にと言われるが、医療機関での受診では持参する必要があり、紛失や情報漏洩などの心配があり、管理は大変難しいなどの声が寄せられているようです。

先ほど説明をいたしました、先月4日の岸田首相の記者発表の中では、要配慮者が支援者の支援を受けて受診をする場合には、マイナ保険証を保有していても申請によって資格確認書を交付できる方針を発表しました。こうした対応により、マイナ保険証を持参しなくても資格確認証で受診ができるようになり、介護・高齢者福祉施設の現場の職員の負担軽減につながると思います。

国では、セキュリティの不安などから、国民や医療機関からの反対意見が続出してありますが、その対策も順次講じています。今後の動向をみながら、介護施設等への対応もしていきたいと考えております。

6番目の質問の、法律違反とマイナンバーカードへの移行の一旦中止についてお答えします。

町としては、国の指示のもとでマイナンバー事業を進めていますので、法律違

反かどうかの回答は控えたいと思います。

政府はこれまでの多くのマイナンバーに関するトラブルを考慮して、本年6月23日に政府内にマイナンバー情報総点検本部を設置して、政府全体で総点検と再発防止を強力に推進する姿勢を示しました。また岸田首相は、前の質問の中でもお答えしましたが、資格確認書についての具体的な活用方法を提示して、介護施設などの現場の声に応えるなどの対応をとっております。

デメリットばかりが取り上げられますが、住民が高額療養費請求の際には市町村へ関係書類を提出する手間が省けるとか、確定申告での医療費控除が簡単にできるようになったりと、また医師が治療の際に患者の同意を得た上で、過去の医療や薬剤など情報も確認できるなどのメリットもございます。

何よりもマイナ保険証の実施に関しましては、より多くの国民の同意が得られていることが重要な点とも思いますので、町としましては、今後の国の動きをみながら慎重に対応していきたいと考えております。

町民課からは、以上です。

総務課長 それでは、2番目の質問ですね、マイナンバーカードトラブル総点検に伴う事務負担うんぬんということなのですけれども。ひも付けに関する一斉点検と捉えて回答させていただきます。

ひも付けに関する調査は、7月上旬に業務を所管する各省庁から愛知県を經由して該当する町民課、財政課、保健センター等に直接の確認の依頼があったようです。

内容としましては、個人情報とマイナンバーのひも付けが正確に行われているかの必要な個別点検の前段としてのひも付け作業の実態把握の調査でした。調査自体は10項目程度の選択式で回答するもので、住基システムとの自動連係、ひも付け業務に関するマニュアルの有無、マイナンバーの確認方法、過去のひも付け作業での誤りの有無などです。結果としては、個別点検を行う必要はありませんでした。

したがって、今回の実態調査に関する事務については、大きな負担もなく業務への支障はありませんでした。また、個別データ点検の対象とはならなかったため、現在は負担は生じていませんが、今後の調査等により点検の対象となる可能性はあります。しかし、デジタル庁からは、今回のような総点検を繰り返すイメージではなく、できる限り自治体の負担が少なくなるように配慮し、通常業務プラスアルファの範囲で確認ができるように進めていく旨の通知がありますので、今後も特に大きな負担は生じないものと考えております。

以上です。

8 田中 各課長さんから丁寧に詳しく答弁していただきましたので、初めの議事運営に協力するという前言は撤回します。申し訳ありませんが。時間の許す範囲で再質問をさせていただきます。丁寧に答弁をしていただくことは大事だと思うので、ありがとうございます。

まず、質問の1なのですけれども、避難所の毛布だとか座布団だとかは自分でやりなさいというのは、状況に応じてというのはお答えはあったのですけれども、基本、用意しろということなんです。それをやると、混乱をしているなかで、そういうものをそろえてということはできませんから事前にやらなければいけない。事前にやれない場合が多いかと思うんです。そうした場合に避難者が安心して安全に避難できるという観点から言うと、私は自分でやってくださいというのではなくて、町がちゃんとそういう心配なくしてもらえますよというくらいのことは整備しないと、それはやっぱり安心安全な災害対策というか、町づくりにはならないと思うので、その点はお考えはどうでしょうか。

それから、土のうなのですけれども、土のうを作れと言ったって、職員だけではとても無理ですよ、それは分かりますが。そこで消防団に来ていただいて土のう作りをすると、警報が出たときとかタイミングは分かりませんよ、そういう人たちにお願ひしてできないかということを再度お尋ねします。

それから、3つ目ですが、水害対策、本当にこれからお金がかかるというか、かけなければいけなくなると思うんです。それで、予算編成のときの考え方で、そこをもう少し焦点を当てて予算を確保していくということは、もう考えなければいけないと思うのですが、災害対策は見込んで予算を組めませんということではなくて、予防でやっていくというような考え方でできないかとお聞きします。

それから、マイナンバーカードなのですけれども、先ほど医療機関のオンライン資格確認、いろいろ手続があるよと紹介していただいたのですが、そんな難しいこと高齢者できません。うちに帰ります、お医者さんに診てもらおうのやめて。というような状況があったり、それから先ほどの全国的にいろいろな混乱があって、世論的にももうちょっと待ったほうがいいと。課長さんの答弁でもたしかにいろいろあるということは認めておられるようですから、私はこれは一旦中止だとか見直しについては、そのとおりでというふうにお答えいただけると思っていたのですが、そうではないのでしょうか。

以上、お答えください。すみません、以上です。

総務課長 避難所の毛布だとかベッドの件ですけれども、非常に分かります。分かりますけれども、町としてもその御希望に応えられる体制と自信はありませんので、今のところ。できる限り応援はしたいと思っておりますけれども、まずは御自分でということをお願いしたいと思います。決してほかっておくという言い方は正しくないですけれども、何もしないわけではありますので、できることはやっていきますけれども、まずはということをお願いいたします。

それから、土のうの関係なのですけれども、これは消防団に聞いてみないと分からないというところもあります。訓練としてはいいのかなと、私個人的には思いますけど、じゃあそれをいつ、どうやってやるのということと、先ほど言いましたように、それを保管しておく場所、それも大変重要です。作って何年もほかっておくとぼろぼろになって役に立ちません。そういうことを考えると、作るだ

けではなくて保管するという、保管したものをどうやって運び出すかということも考えないと、直ちに今すぐというか、消防団にやってもらうということも考えてやりますけど、その辺は再度検討したいと思っております。

財政課長 御質問のありました、災害復旧に対して計画的な予算確保をできないかということについて説明をさせていただきます。

災害の緊急的な措置につきましては、先ほど総務課長の回答がありましたとおり、予備費等を使って対応をしてまいりたいと思っております。現段階でできるものについては、予防に際して予算化というのはできるかと思えます。ただ、その予防の結果について把握するということが大切だと思っておりますので、その辺しっかり住民の声等を聞いて予算化できるところは予算化していきたいと考えております。

町民課長 マイナンバーの件ですけど、国のほうも全国の皆さんから厳しい意見をいただいて、それに基づいていろいろ対策を講じているところだと思います。町といたしましても、国のほうがマイナ保険証をやるぞという方針を立てれば、それに従うしかありませんが、首相がこの間の記者会見でも深刻な表情で、今の私と同じような表情で答えておりましたので、その辺りは国の判断を見ながら町としても行っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

8 田中 町民課長さんの答弁はほとんど納得しましたので。そういうことでよろしく頼みます。

それから、予防のための点検ですとか、予算確保で対策工事をやるというのは、もしそれで人が死んだりですとか、あるいは道路が長期間にわたって通れないとか、そういうことになると莫大な被害につながると思うんです。そういう意味でぜひそういうことを検討していただいて、安心、安全な町づくりをしてほしいと思います。

町長、何か言いたそうなので、どうぞ。

町長 予算組みをするというふうに、予算については、そういうことにならない予防的な部分を含めて予算化をしていると捉えております。ですので、全てに目が行き届くわけではありません。今懇談会も開催しておりますけれども、こういったことがありましたので、地域の点検、道路であるとか河川の点検をということでもありますので、町のほうでもやっておりますけれども、何分少ない人数でやっておりますので、お気づきのことがあったら町民の皆さんからぜひ御連絡をいただきたいということのお願いをしておるところでもあります。ですので、これからもそういうかたちでやっていきたいと思っております。

8 田中 以上で、質問を終わります。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思っておりますが、御異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、異議なしと認めます。13時まで休憩といたします。

議長 時間のほう、少々早いですが、休憩前に引き続き会議を開きます。次に、5番七原剛君の質問を許します。

5七原 5番、七原剛です。質問に先立ちまして、先日提出しました一般質問要旨説明書が、大変誤字脱字の多い文書であったことをまずお詫び申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

私からの質問は1件、3点です。答弁は一括方式でお願いいたします。

先日配布していただきました令和4年度設楽町決算成果報告書によれば、令和4年度末における設楽町の人口は前年同月比で141人減の4,313人、同じく世帯数も56世帯減の2,000世帯となっております。ちなみに町のホームページの表示では、令和5年9月1日現在の設楽町の人口は4,237人、世帯数は1,979世帯となっております。また、町外からの移住者については、町移住施策利用者のみを計上とした上で、令和3年度は1世帯1名、令和4年度は1世帯3名となっております。また、若者住宅新築補助金は令和3年度、4年度ともに対象案件なしとなっておりますが、令和5年度については本議会初日に、現在までに5件の実績が上がっており、そのうち町外からの移住案件は1件であるとの答弁がありました。さらに、空き家リフォームは令和3年度がゼロ件、令和4年度は2件となっております。

設楽町における移住定住政策の本来の目標は人口減少の緩和であったはずですが、現在までに施行されてきた様々な施策や、かけたマンパワーが人口減少の緩和の目標値に結びついておりません。

また、町財政の将来を考えましても、今後はますます施策の選択と資金の集中という方向に進まざるを得ません。

以上のことから次の質問をします。

1つ目、現時点での目標未達の原因をどう考えていますでしょうか。

2つ目、町外からの移住者の方々からの意見等を政策の参考にしているのでしょうか。

3つ目、実績が上がらない施策は取り止め、ニーズに合った施策に切り替える考えはありませんでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。以降、席を移らせていただきます。

企画ダム対策課長 それでは、「設楽町の移住定住政策について」お答えさせていただきます。

まず1つ目の、設楽町の現時点での目標未達の原因についてお答えします。

当初、目標でありました、年間子育て世帯10世帯を確保するため、町内4地区に移住定住を推進するための組織の立ち上げを行ってきましたが、御存じのと

おり、現在は津具地区のみが活動を継続している状況にとどまっています。

本当に田舎暮らしを求める人ならともかく、住環境は設楽町が良いが、それ以外のサービスは都市並みを望んでいる子育て世帯が多いと思われます。

東京にあります、ふるさと回帰支援センターへ相談状況を確認しましたところ、移住場所を決めずに何となく田舎暮らしがしたいという相談が圧倒的に多いと聞いております。まずは、愛知県の設楽町が移住定住へ積極的に取組を行っていることを認識していただかないことには移住先進地と言われる自治体のように移住者の確保は難しいと実感しております。

しかし、年間子育て世帯 10 世帯の目標は変えることなく、今後もいろいろな方法を試しながら移住定住施策を推進したいと考えています。

続いて、2つ目、「町外からの移住者の方々の意見等は参考にしているのか」との御質問ですが、移住者全員ではありませんが、移住施策を使い移住してきた方の話は聞いております。ただし、施策を使わずに、ただ転入した方については、その理由が移住なのか分かりませんので、特定できないことから意見を聞くことはできておりません。

続きまして、最後3つ目の「実績の上がらない施策は取り止め、ニーズに合った施策に切り替える考えはないか」との御質問ですが、基本的に、移住施策は移住を希望している人の後押しになりますが、移住先を決めるための決定打にはなりません。これまで移住された方の傾向として、移住における決定打や重要視するものとしては、地域が魅力的であること、人と人との関わりであり、人間関係の満足度を必要としております。

移住施策に取り組んでやっとなら8年目を迎えます。成功事例の移住者を訪ねたり、紹介したり、出会ってもらえるような取組ができつつあります。人と人とのつながりが生まれ、少しずつではありますが移住希望者へ設楽町が候補地として選ばれるようになってきていると実感しております。

そのような中、令和4年度から空き家バンクの運営業務を町内の民間事業者——一般社団法人コライフですが、そこへ委託に出しておりますが、空き家バンクのホームページのアクセス数が月平均で500件を超えるようになってきております。ここのコライフが作成したホームページは、物件紹介にとどまらず、設楽町の暮らしが総合的に提案・紹介できる構成にリニューアルしたことでアクセス数が増えたものと思っております。また、コライフでは空き家バンク利用希望者とオンラインによる相談を行い、希望者のニーズに沿った行政サービスの提案ですとか、例えば津具地区の物件を希望した場合、津具どっとこいと連携し、移住希望者と地域とつなぐ役割も担っていただいております。

このように、各地区での組織体の設立を考えて今まででしたが、民間のノウハウを使うことで空き家対策だけでなく、移住希望者をキャッチし地域とつなげることができることが分かってまいりました。

先ほども申し上げましたが、子育て世帯 10 世帯という目標に向けて、関係機

関と連携しながら、民間のノウハウも活用し、今後も地道に移住定住施策を実施したいと考えております。

以上で、企画ダム対策課からの説明を終わります。

5七原 思ったよりも前向きな答弁でちょっとびっくりしたのですが。

2番目の質問をした理由ですね、移住者の方々からの意見を聞いているのか、何で質問したのかというと、先輩議員の方も質問していたのですが、第2次設楽町総合計画の27、28ページあたりですけれども、住み続けたい理由とか転出したい理由というのがグラフになって、文章にも簡潔にまとめてあって大変分かりやすくなっているのですが、来ていただいた人の、どうして設楽町を選んでくれたのかという理由が載っていなかったものですから、果たしてそういうところ、きちんと把握してみえるのかなと思いました。

さらに言わせていただくと、そんなに大勢転入していないと思いますので、移住定住施策を利用して入ってきた人じゃないかもしれないけど、明らかにただの単身赴任だと分かるのは違いますが、そうではなくて微妙な、この人どうして設楽町に来てくれたんだろうと思う人のところには行って話を聞くべきだと思いますね。なんで、ホームページも何も見ていないけどこうこうこうでと、何か理由があればそこは1つ、こういう人もいるのかと拾えるかだと思いますので。そういうことは肝要ではないかと思います。

1つ再質問をさせていただきます。この総合計画の中では、「交流人口から関係人口へ発展させる施策を推進させていきます」と記されております。

今年もこれからもいい時期なのですけれども、多くのバイカーがツーリングで設楽町に来ていただいております。先日、静岡放送で8月18日と9月1日の2回にわたって「バイクの町・設楽町でツーリングしたら」というタイトルで番組がありました。実際名倉のみるくさんに行って何か食べたりとか、塩津の芳泉荘に泊まって次の日は道の駅したらと田峯テラスで朝活してとか、そういうところもきちんと撮影してくれておりましたけれども、そういう番組が放送されて、そのあと芳泉荘のほうも問い合わせしてみたら、番組を見たよと問合せもあったということでした。

いろいろ町で企画をしたりとか、行事もイベントとかもいいのですが、こういうふうに、設楽町というのは外からは非常にツーリングに向いている、バイクの町ということで非常に注目を浴びています。実際私もバイク乗りますけど、結構タンデムで夫婦だったり子ども連れだったりで訪れてくれる方も結構大勢います。こういう外からの評価ということを非常に敏感にキャッチしていただきたいと思います。設楽町というのがどういう目で外から見られているのか、今どういうことで評価されているのかというのをきちんとキャッチしていただいて、こういう評価されているところに町として協力するような施策を打つなり、お金を投じてさらにこういった評価を上げていくと、そういう姿勢が大切なんじゃないかなと思うのですけれども、町長その辺はどうお考えでしょう。

町長 議員おっしゃるとおり、関係人口、交流人口の増加の中で移住定住というところにつなげたいというのが本当のところでもあります。そうって少しいろんな活動をいろんな所でやっているわけですけども、そういうものがつながっていくことが一番重要かなと思っていますので、道の駅に来ていただいた方がよそにも行きたくなるような取組をしていただきたいと思いますし、思いを持ってやっているところでもあります。

そんな中で、観光協会というものがありますけれども、その位置付けを少し見直して、総体的に考えられる、民間というか、法人化を目指して、そんなことも視野の中に入れてやっていけたらと思っていますところでもあります。

5七原 観光協会さんも交えて、一緒になっていろんなことができていけばいいなという話は外からも1個いただいています。実は、民間の有志の団体ですけども、WBRという団体というか考え方の集まりがあります。WBRというのは、Welcome Bikers Roadstation（ウエルカム・バイカーズ・ロードステーション）と言いまして、バイク乗りたちを優しく迎えてくれてうれしいですというような考え方のライダーたちの集まりなんですけれども、そこの主催をしている松木さんという方と先日お会いをしまして、何とかこの設楽町のほうへ、いい所だからもっと大勢の人に来てもらって、テレビで見たけど芳泉荘とか泊まれる所に泊まるというイベントができないかね、という話をいただきまして。観光協会というところがあるので、そちらで一度考えていただくということもしたいので、また打合せをしましょうかと話もしたのですけれども。その方は浜松の方ですけども、そういう外からの評価というものも大事にしていきたいなと思います。自分たちが発信する、自分たちがいろいろ考えるというのは大事ですけども、外からどう見られているかということを見ていただきたいと思います。

それと、先ほどの課長の答弁で、住環境は設楽町はいいけれども、サービスは都市並みを求めるという答弁がありました。これは当たり前といえば当たり前なのですけれども、そういうと結局今の移住定住施策ではサービスの差をつけられないということになりますね。そこを切り替えて考えていくということで、例えば教育というところにもっと注力をしていくとか、もっとお金のかけ方を考えていかなければならないのではないのか。町長も本会議のときに言っていますけれども、地区懇談会で言ってみえますけれども、毎年1億ずつ減らしていかないと何ともならないのだと。そうなってくると、ますます減らしていかねばならないお金の中で有効に資金を使うとなると、やはり限られたものを集中的に効果的に使えるところに投入していくということになると思いますので、そういった何か外から求められているものについてお金を入れていただければなと思います。

もう一つ質問させていただきます。設楽町の将来像というのを描くと、現実的に考えると設楽町というのは働く場所ではなくて住む場所というふうになると思います。その場合、どういう人がどの辺りに住みそうなのかとか、そういった

ことを移住者の方の話を聞いたりとか、例えば町外に対して調査を進めるとかそういうことをして、設楽町のどこにニーズがあるのかというのをつかんで、将来像を数値的に予測するというのは大変大事になってくると思うんですね。なぜならばお金がどんどんなくなってくから。だから何でもかんでもできるわけではないということになれば、みんなで知恵を絞って調査をして情報を集めて予測を図るしかない、そういうことになるのですけれども。

例えば今後検討が予定されている保育園の統合があります。田口の宝保育園が町営化になるということで、どこか1つ統合というお話になるのではないかとということで今後検討がされていくわけですが、そのことについても、例えばこの地区に移住者が住みそうで、こういう所で働いている方がこっちへ来てくれそうだよという話になってきた場合だと、保育園というのはどこの場所に保育園がなければいけないのかが予測がたっていくわけですよ。そうすると潰すのは清嶺保育園じゃなくてほかの所を潰すほうが町の将来の人口予測に役立ちそうだと、そういう予測が出るかもしれないというお話なんです。

厚生労働省の保育所保育指針という、そういう指針が公文書であるのですけれども、その中にも、「保護者の状況に配慮した個別の支援」という項目で、「保護者の就労と子育ての両立等を支援するため保護者の多様化した保育の需要に応じなければならない」という一文がちゃんと載っています。つまり、こちらに引っ越してきてくれる人の、だいたい保育といえは働いている親が多い世代になりますので、そういった共働き世代、日本どんどん貧乏になっていきますので、今後は共働き世代になっちゃうと思うのですが、そういった共働き世代のニーズに合った保育というものをしなければならぬ。ということは、そこに住んでいる共働き世代の人たちが一番使いやすい所に保育園がなければならぬと。

例えて言うなら、今後新城の工業団地ができてきますけれども、そこで働いてくれる人は田口や清崎の辺に多く住んでもらえそうな気配だということになったり、例えば、豊田、稲武辺りに大きな豊田の工場ができて、どうも名倉の辺が安いからということで大勢来るかもしれないと、そういう予測が立てることができれば、そういう地区の人が仕事に行く、帰る、そういうときに保育園があったほうが当然その地区に住んでもらえる、そういう計画ができるんですね。

田口地区の保育園の町営化ということが今後あまり時間がない中で行われるわけなのですけれども、そういう調査とか予測、そういうことをきちんと成した上で町民に説明をして、だからこの保育園を申し訳ないが統合させていただきますというものが無いと、なかなか町民の理解は得られないと思うのですけれども。

2問連続ですが、町長その辺、そういったもうちょっと時間と労力をかけて調査をして、その検討結果を町民に示していくという、そういうことをしないと難しいのではないかとと思うのですが、その辺いかがでしょう。

町長 保育園の話でありますけれども、思いとして4つ維持していくことはかなり難しいので3つにしたいという思いを持ってやっていますところ。目標としては

令和7年4月に3つにしたいという思いは持っておりますが、必ずしも御理解が得られないときには、令和7年の4月に3つにするということではありませので、そこだけは御了承いただきたいと思ひます。

ただですね、今言われるとおりのニーズに合った保育をしていきたいと思います。今の現状で4つの保育園を運営していく上で、9時から4時という保育の体系の中で全てのニーズに答えていくことはかなり難しいです。そうなったときに、1つの保育園ということ視野に入れる中で、1つになったときにはもう少し手厚い保育であったり、いろんなニーズに対応ができるようになるのではないかとすることも想定をして進めているところであります。ただ、1つにすると決めたわけではありませので、あくまでも将来そういうことになってもいいという考え方を持っているというだけでありますのでお間違ひのないようをお願いしたいと思います。

で、言われるとおりの、町内4地区でやっておりましたけれども、今津具だけが残っているようなかたちであります。清崎では matchbox——マッチボックスという組織がこれからそういったことに取り組んでいただけるという話も聞いておりますので、これからの期待をしているところでありますけれども、地道な取組の上にしか、私は移住定住というのはなかなか成り立たないものだと思っております。そうなると、言われるとおりの、懇談会でもお話をしておりますけど、地域によって少し考え方を変えていきたいと思いますという思いも持っております。津具、名倉については農業の移住ということも考えられますけれども、名倉は豊田、そして清嶺は新城というところ、ある程度の通勤圏でありますので、その視野を持って移住定住ということを考えているのですが、ニーズの調査をきちんとしなさいという指示をするのですが、このニーズの調査というのがなかなか難しく、どういったかたちでやればニーズの調査ができるのかというところに大きな課題があります。そうなったときに一番重要なのは、私どもがきちんとした情報発信ができるかということです。午前中の質問にもありましたけれども、情報発信が上手に伝わっていないというようなお話がありますけれども、こんな小さな役場ですので専任で情報発信をしているわけではありませ。今の時代ですので、一日中情報を常時更新をしていたり、もらった意見に対応するというようなことを考えていく時代になっていると思ひます。なっているんで、うちとしても対応をしたいわけでありませけれども、職員、かなり多忙でありますので、情報発信をする係の者もほかの業務と兼ね合わせてやっております。ですので、これから先、専任の者を据えるのかというのは大きなテーマだと思っておりますので、そういうことを考える中できちんと情報発信をしていけたらというふうに思っております。

以上であります。

5七原 ありがとうございます。

最後なのでありますが、町の差別化政策じゃないですが、支援政策とい

うのはどこでもやっているのですが、何をもって決定打にするかというところで、私、この春の選挙戦のときにも方々でお話させていただいた一つが、やはり教育というものではないかと思うんですね。

新城に身内がいるのですが、先日お盆のときにちょっと話したときに豊橋が八町小学校でイマージョン教育ってやっているんですよね。要はどういうことかという、国語と何かのカリキュラム以外は小学校1年生からほとんど英語でやるという、そういうことをやっていて、バイリンガルを育てましょうということで、世界に羽ばたく子どもたちを育てるということでやっておりまして、そのとき話したときに、「わかっていれはうちのも引っ越して豊橋に通わせればよかった」と。パパが新城まで仕事に来れば済む話だったという話を聞いていて、旦那さん気の毒だねと。それは笑い話だったのですけれども。

やはり、そういった、教育に高い関心を持っている世帯に来ていただくということが、非常にこの町にとっても有意義じゃないかなと思うんですね。今の豊橋の例は一例ですけれども、ほかにも教育で、英語はいいと思うんです。英語で教育を進めて、そして設楽町というところが中学校3年生になると公費でアメリカにホームステイまでしてあげると、そういう町というのも、設楽町というものを強く外にアピールすることになるとは思うのですが。やはり親世代へのアピールではなくて、教育として子どもそのものへ投資をする町なんです、というアピール、これが非常に有効になるのではないかと思うのですが、その辺、町長いかがでしょう。

町長 教育委員会がありますので、教育論について触れるつもりはありませんけれども、いずれにしても、例えば小中学校を一つずつにしたときに、小中一貫教育というものの提案などもいただいております。また、田口高校との連携のなかで、田口高校と時習館と少し連携をするというようなこともこれから検討の中に入ってきていると思います。いろいろここにいるからこそできる特色のあるところは大変重要だと思いますので、教育委員会とも御相談をしながら進めていきたいと思っております。

5 七原 では、将来に向かって、でき得れば緩やかに人口が減っていく程度で、永くこの田舎が気持ちよく住める所であるようにということを祈念いたしまして私の質問は終了します。

議長 これで、七原剛君の質問を終わります。

議長 次に、4番原田直幸君の質問を許します。

4 原田(直) こんにちは。4番原田直幸です。お昼過ぎの一番眠くなる時間帯で、しかも一番最後ということなので、皆さんの目の覚めるような質問をして、なるべく早く終わりたいという気持ちでやりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、先ほど先輩の金田議員と同じ事柄につきましては、先にお答えしたとおりとお答えしていただければ結構だと思っております。

ということで、通告に従い一括方式で質問をさせていただくわけですが、通告が言葉足らずになっていますので訂正をお願いしたいと思います。

2番目の、小水力発電事業のイのところですか。「発電事業を行わないという選択なら」ということなのですから、これ真逆で「発電事業を行わない選択肢はないということなので」と訂正をお願いしたいと思います。

前置きが長くなりましたけれども、私は、広報したらへの2期目の抱負として、「いよいよ今年の秋には、設楽ダム建設事業における本体工事が始まる予定です。この機会を好機と捉え、町民の皆さんと共に考え、共に行動し、町の活性化や人口減少の抑制に寄与することが、役場職員や議会議員としてダム事業に永年携わってきた私の役目だと思っています。そのために、一生懸命、全力を尽くして取り組みます」としました。

そして、今、設楽ダム建設事業において、7月に本体工事を鹿島・戸田・竹中土木JVが落札し、いよいよ本体工事が始まろうとしています。抱負でも述べたように、本体工事を人口減少や少子高齢化への起爆剤として、町の活性化を行う最後のチャンスだと思っていますので、本体工事が本格化する前に2つのことを確認をしておきたいと思っています。

1つめとして、本体工事に関連することです。

設楽ダムにおける付替道路工事が本格化したにもかかわらず設楽町の人口は減り続けています。自然減は高齢化や少子化で大きな差が出るのは仕方ないにしても、社会減においても令和2年度が、転入110人、転出115人の5人の減、自然減を合わせると81人の減、令和3年度が転入102人、転出が147人の45人の減、自然減を合わせると142人の減、令和4年度が転入85人、転出が161人の76人の減、自然減を合わせると192人の減であり、この3年間だけでも社会減で126人、自然減も含めると415人と大変大きな減少となっています。

このまま本体工事が始まっても同様なことにならないか危惧するものであります。そこで、町の考えを確認したいと思います。

アとしまして、付替工事が本格化しても、人口が減り続けている現状をどのように捉えていますか。

イとして、本体工事に携わる従業員宿舎がどこに設置されるか承知していますか。

ウとして、定住を促進するためには、営林署土場跡地の利用が不可欠だと思っていますけれども、改めてどのような利用を考えているのかをお聞きしたいと思います。

エとして、本体工事に携わる従業員の住民票の異動や住民税の徴収を、どのように考えているか、お伺いします。

オとして、本体工事の請負業者に対して、町内消費をどのように推進していこ

うとしていますか。

カとして、町長は本体工事の請負業者を訪問するとの話でありましたけれども、どんな内容の話をするつもりでしょうか。また、訪問が終わってみえるとするならば、どういう話をしてきたのでしょうか。

キとして、一方で、観光事業を発展させると町長は言っていますけれども、本体工事をどのように利用していこうとしていますか。

2つめとして、小水力発電事業に関することです。

私が、議員になりたてのときに小水力発電事業についても質問をしましたが、その当時と発電予定量等、状況が大きく変わってきていますので、改めて質問をしたいと思います。

本来、小水力発電事業を行う場合、本体設計が完了するまでに内容が決まっていなないとはいけないと理解しますし、設楽ダムの場合、発電事業の項目がダム事業の計画の中に入っていない状況で、町長は小水力発電を行わない選択肢はないと言っています。そこで、発電事業の進捗を問いたいと思います。

アとして、設楽ダム工事事務所との打合せで、発電事業を行いうことで本体工事との齟齬は出てきませんか。前にも質問していますけれども、改めてお答えをお願いしたいと思います。

イとして、発電事業を行わないという選択肢はないということなので、先ほど答弁がありましたけれども、いつの段階でダム計画の変更が行われるのでしょうか。

ウとして、計画変更に伴う、町のダム建設事業の直轄負担金は、どの程度になることが予想されますか。

エとして、先ほども話がありましたけれども、1,000キロワットから2,000キロワットでの発電量を行うとのことでありましたけれども、建設費はどの程度を予定していますか。6億5,000万円の豊川水源基金からの繰入では賄えないと思いますが、その辺はどうでしょうか。

オとして、この質問はダム特か、予算委員会のどちらかでしたような気がしていますけれども、改めてお聞きしたいと思います。6億5,000万円で賄えないとするならば、水源基金の果実の不足分20億円を愛知県に対して、要求すべきだと思いますがどうでしょうか。それがだめならば、自然エネルギー等に対する補助金の創設を訴え、交付を受けるべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

カとして、町は、20年後のフィットの価格改正における赤字を懸念していましたが、その点についての結論は出たでしょうか。また、売電額とイニシャルコストがどの程度になるか予定をしているのでしょうか。

キとして、これは計画が定まっていらないのははっきりしたことは言えないのですが、ただ山村都市交流拠点施設の運営がとても黒字で下流市が補填しなくてもよいという状況にならないことが予想されることから、20年後においても利益が出るならば、発電所の建設負担金の拠出を受けて、小水力発電事業も一緒

に行うことを呼びかけ、交流拠点施設の赤字補填だけではなく、上下流の交流の協調施設していくことも重要だと思いますが、いかがでしょうか。

クとして、改めてお聞きしますが、町民への利益還元をどのように町長は考えていますか、を聞いて1回目の質問とします。

企画ダム対策課長 それでは、大きく項目で2点のうち、1点目、「ダム本体工事に関する事」について、まずお答えさせていただきます。

まず1点目。付け替え工事が本格化しても、人口減少が続いている現状をどのようにとらえているかという御質問でございます。

付替工事に従事される従業員は期間労働者が多く、住民基本台帳法では、「新居先の市区町村に引っ越した日から14日以内に移動手続をしなければならない」と定められていますが、働く期間がある程度決まっている期間労働者の方は住民票を移すことはしていないのが実情のようです。

現在も、期間労働者の方が町内の空き店舗や空き家に入居されているようですが、感覚ではございますが、町民の人口は減少しているものの、町内に居住している人口は増加しているのではないかと考えております。

また、設楽町に住むための住宅やアパートが不足している状況から、新城、豊川、豊橋からの通勤者が多いという現状もあります。

続いて、イの、本体工事に携わる従業員宿舎がどこに設置されるか承知しているのか、というのですが。

現場事務所や宿舎を建設する候補地について、本体工事の請負業者である、鹿島・戸田・竹中のJVと地権者との間で、用地交渉が進んでいることは承知しております。

続いてウの、定住を促進するためには、営林署土場跡地の利用が不可欠という御質問でございますが。

営林署土場跡地は、現在、道の駅したらや河川、西山団地との一体的な有効利用を検討しております。検討する中で、民間活力を利用して整備することも視野に入れながら調整中で、また、利用のみならず、それを呼び込むための方法、方策についても合わせて検討している状況であります。

続きまして、エにつきましては、後ほど財政課よりお答えしますので、ここは省略させていただきます。

続いて、オの、本体工事の請負業者に対して、町内消費をどのように推進しているか、という御質問です。

8月21日月曜日に鹿島・戸田・竹中のJVが来庁された際に、町内消費、地域活性化への協力についてお願いしたところでございます。現場事務所や宿舎での生活必需品などを町内で調達できるよう、可能な限りニーズを把握し、設楽町商工会及び津具商工会を主体に対応を検討していただくことで町内消費の拡大が図れるよう調整したいと考えております。

続いての御質問です。カ、本体工事の請負業者を訪問するとの話であったが、

どんな話をしたか、ということですが。

先ほど御説明しました8月21日月曜日の来庁を受けまして、近日中に改めてこちらから訪問するよう日程を現在調整しております。訪問の際の内容としましては、主に、設楽町企業版ふるさと納税の寄付の協力ですとか、町内消費への協力をお願いを考えております。

続きまして、キ、観光事業を発展させると言っているが、本体工事をどのように利用しようとしているのか、ということでございます。

これにつきましては、町長のほうから後ほどお答えしますので、今は飛ばさせていただきます。

それでは、大きく2点目の、「小水力発電事業に関する事」について御説明させていただきます。金田議員の答弁とダブるところがありますが、御了承いただきたいと思っております。

まず1点目、設楽ダム工事事務所との打合せで、発電事業を行うことで本体工事との齟齬は出てこなか、ということでございます。

ダム本体建設工事の工程に合わせて本町の発電計画を反映するという事で、齟齬のないよう設楽ダム工事事務所と事前調整を進めている段階でございます。

続いて、いつの段階でダムの計画変更が行われるのか、という御質問でございます。

現在、事業計画の最終決定に向け整理、検討を進めていますが、今後、本町において事業計画を決定した後、本町から河川法及び特定多目的ダム法に基づく申請を行い、これを受けて、国においてダムの目的に発電を追加するダム基本計画の変更手続が行われることとなります。

現時点のダム本体の工事工程で最初に発電設備に係る工事の時期を考慮しますと、遅くともダム本体掘削完了までにはダム基本計画を変更し、事業に参画できるよう準備を現在進めております。

続きまして、計画変更に伴う、町のダム建設事業の直轄負担金は、どの程度になると予想されるのか、という御質問です。

特定多目的ダム法に基づくダム建設負担金は、発生電力量や経費などを勘案して決定されるものであり、現時点では未定ではありますが、本町の試算により見込んでいる費用としましては、ダム建設事業費3,200億円の0.1%、3億2,000万円と想定しております。

続いて、当初計画の倍の2,000キロワットの発電を行うとのことであったが、建設費はどの程度を予定しているのか。6億5,000万円の基金の繰入で賄えるのか、ということでございます。

発電所の建設費につきましては、近年、建設費用が高騰していることから、今年度の委託で改めて調査試算したところ22億円程度となっております。豊川水源基金積立金で用意された6億5,000万円では不足するため、本町単独での事業実施は、かなり難しくなってきていることから、現在、本町単独以外の方法も含め、

幅広く事業手法を検討しているところでございます。

続いて、基金で賄えないとするならば、水源基金の果実の不足分 20 億円を愛知県に対して要求すべきだと思うがどうか。それがだめなら、自然エネルギー等に対する補助金の創設を訴え、交付を得るべきだと思うがどうか、という御質問です。

豊川水源基金積立金については、ダム建設同意に先立つ確約事項の中で、50 億円を造成することが明記されております。

この積立金の活用方法について、愛知県からは、平成 20 年度の金利水準での試算において、当初 30 年間は毎年 1 億 5,000 万円を取り崩して地域振興施設の整備、維持管理、運営費用等に充て、これとは別に 6 億 5,000 万円をエネルギー関連施設等の整備費に充てることとし、これらと並行して基金積立金を運用することとした場合、30 年後には 24 億 5,000 万円が残り、31 年目以降は、この 24 億 5,000 万円を運用することで得られる果実部分、利息を活用して、毎年 6,000 万円を維持管理、運営費用等に充てることのできるとの説明を受けております。

しかしながら、その後の金利低下が著しいため、一昨年、県が改めて試算したところ、毎年の取り崩し額を 1 億 5,000 万円、エネルギー関連施設等の整備費を 10 億円とし、現在の金利水準が続くと仮定した場合、30 年後の基金残額は 4 億 5,000 万円にしかならず、31 年目以降、果実のみでは毎年わずか 600 万円しか利息が付かない、600 万円しか活用できないという状況になってきております。

そこで本町としましても、これまでも基金積立金の補填そのほかの対応を愛知県に対し申し入れ、調整してまいりましたが、これまでの調整では、県も広く進めている自然エネルギーの活用施策に沿った事業である本町の小水力発電事業への補助も含め、なかなか有効な手立てが見つからないのが状況です。

今後も引き続き、何とか対応していただける方法はないものか、県の関係部局と調整を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、町は 20 年後の F I T の価格改正における赤字を懸念していたが、その点についての結論は出たのか。また、売電額とイニシャルコストはどの程度になるか、という御質問でございます。

本町の小水力発電事業は、再エネ特措法に基づく F I P 制度を活用して売電を行うこととして計画しておりますが、F I P 制度が適用されるのは発電所運転開始から 20 年間とされており、F I P 制度が適用されなくなる 21 年目以降は売電単価が大幅に低下すると見込んでおります。昨年 5 月の全員協議会で説明しておりますが、令和 2 年度事業性評価業務委託での試算結果から、出力 2,000 キロワット程度の発電規模であれば、F I P 制度が適用されなくなる 21 年目以降も、収益性が確保されるとの結論が、既に得られておりました。

しかし、特にここ数年、建設費用が高騰しているため、今年度の委託において再度検討、確認しましたが、出力 2,000 キロワット程度の発電規模であれば、売電方法を工夫することにより、21 年目以降も収益性が確保できる可能性が高いと

の検討結果が得られております。

売電額とイニシャルコストにつきましては、出力2,000キロワット程度の発電規模の場合、F I P制度が適用される当初20年間に得られる売電収益は、68億円程度、F I P制度適用終了後の20年間に得られる収益は、30億円程度、発電所の建設にかかるイニシャルコストは、ダム建設負担金を含めて22億円程度と試算しております。

続きまして、山村都市交流拠点施設の運営がうんぬんで、発電を含めたらどうだ、という御質問でございます。

本町の小水力発電事業は、本町が下流域の治水対策・利水対策の犠牲になるだけではなく、また、設楽ダムの効用を下流域のものとするだけではなく、何とか地元にも還元したいとの切実な思いから構想されたものになります。そのため、仮に下流市が発電所の建設に係る費用について応分の負担をするにしても、ダム建設受入れ当時、本町の先輩方が知恵を絞り、国から協力の約束を取り付けて、何とか確保した発電に関する権利のたとえ一部でも下流市に移し、さらには、ダムによる本町の犠牲の代償として下流市がその建設・運営を約束し、下流市が責任を持つべき山村都市交流拠点施設の運営における赤字補填に、この発電事業の収益が使われることは、本町が小水力発電事業を構想した当時の思いとは大きく異なるものとなっております。よって、上下流の交流を推し進めることが大変重要なことであるとは、当然理解しておりますが、このこととは切り離していただき、小水力発電事業を下流市と共同で行い、その収益が下流市によって山村都市交流拠点施設の運営における赤字補填に利用されるようなことは、今のところ考えておりません。

私のほうからは、以上でございます。

財政課長 私のほうからは、「設楽ダム事業について」のエ、従業員の住民票の異動や住民税の徴収をどのように考えているのか、についてお答えします。

住民税の課税に当たっては、原則1月1日に住民票がある者に対して課税することと定められているため、基準日に設楽町に住民票がある方に課税しております。

特例がありまして、地方税法294条第3号の規定でありますけれども、「当該市町村に住民基本台帳に記載されていない個人でも生活の事実が認められる場合は、住民基本台帳に記載されている者とみなして、当該市町村で課税することができる」こととなっております。

現在、この特例については、一部の居住実態が確認できる方に適用しておりますが、これまで、工事関係従業員の方——工事期間が限定されるの方へは行っておりません。

これまで基本的には、住民票がある方の課税しておりましたので、今後、こうした方、工事関係者の方を含めて課税の仕方について検討してまいりたいと思います。

以上です。

町長 それでは、私のほうから。思いついたところで答弁しますので、原田議員の再質問のところに係っていたら申し訳ありません。

まず、ウの、定住を促進するために営林署土場跡地利用ということであります。

今回も補正で上げておりますけれども、調査をしましたところ、あそこは水が足りないという事実が挙がっておりますので、これからあそこは大変重要な土地でありますので、将来に向けて水がきちんと使えるようにということで、今回補正で水道の水のことを考えておりますので、それも併せて進めていきたいと思っております。

そして、直接訪問をするということで、今、日程調整をしておりますけれども、先ほど課長が申し上げましたとおり、企業版ふるさと納税のお願いと町内消費の徹底のお願い、そして今特例の話がありましたけれども、住民票がなくても特例で住民税をもらえるという制度があるということでもあります。県のここにいる職員の方がやっているという事例もあるということでもありますので、その辺のお願いも併せてしてこようと思っております。

次に、観光を発展させると言っているが、本体工事をどのように利用するのか、ということでもあります。

一例として、今年度から工事事務所に協力していただいて定期的に設楽ダム工事現場見学と町歩きツアーを実施しております。ツアーでは公共交通の利用促進も視野に入れて豊鉄バス田口新城線に乗っていただいた方だけを対象にして開催してまいりました。県外から参加をされる方もみえるなど、大変好評なツアーとなっており、今まで4回やっており、町外から43人参加をしていただいております。ダムカレーを食べてもらうなど、町内の飲食店とも連携をして振興を図っているということでもあります。

もう少しで発表ができると思っておりますけれども、ダム事務所さんと連携をして、特別なふるさと納税の制度を作ろうと思っております。今月中には公表できるということですが、以前ダム工事事務所の所長さんに、ふるさと納税の人にだけ、ダム工場の特別な所に入れるようなふるさと納税の制度を作ってくれとお願いをしていたところ、1つの町にだけ特別にダムの所をあれするのは難しいということですが、町の企画と合わせてやることなら可能ということでもありますので、そんなことも少し今考えているところであります。

また、先ほども話がありましたけれども、本体工事が決まりまして、いろんなものが要るようになります。商工会を通じて、せっかくのチャンスでありますので町内の方にやっていただこうとお願いをしているところでもありますし、ダム湖ができた後、将来の観光ということも考えていくときに、ぜひ町内の若い方に起業をしていただくというお願いをずっとしているところでもありますけど、なかなか話が進んでいきませんので、少しダム後の町づくりという視点で若い方を入れた会合をやるようにと指示をしておりますので、今後やっていきたいなと思

ております。

そして、小水力発電についてであります。

基金が足りないというか、当初の予定よりも減った部分でという話であります。私もそう思っておりますので、県の水系の副本部長さんにはその部分で見ていただいておりますか、とお願いしているところでもあります。ですが、なかなかここについてはいい返事をいただけませんので、これからも根強く頑張っていきたいなと思っております。ただ、この小水力発電はかなり高額になるということが分かりましたので、いろんな機会で大村知事にお会いすることがありましたので、お会いをするたびに私どもが当初想定していたものよりもかなり高額なものになってしまって、今困っていると御相談をさせていただいております。知事のほうから直接職員に対して、設楽町さんの将来につながるようにしっかりと体制を作って協力をしようということをお願いしたと聞いております。まだどういふふうになるか分かりませんが、県のほうで発電に関する職員の配置をしていただけるようになるというふうに聞いております。まだこれきちんと決まっておりますので、また決まりましたら御報告をさせていただきたいと思っております。

最後に、利益還元をどのように考えているかということでもあります。

小水力発電は、設楽ダム建設により本町が損失を返してもらおうということだけではなくて、設楽ダムの効果を最大限に活用し、本町自ら利益を生み出すという、大変重要な事業だと思っております。この収益は可能な限り本町内に還元し、町民の皆さんに、できれば直接見えるかたちで還元したいという思いはいささかも変わっているものではあません。ただ、計画が延伸をされ、完成が11年後でありますので、そのときに私自身がこの職に就いているかは分かりませんが、これ、私、住民の皆さんとお約束をしたことでもありますので、その思いだけはしっかりと持って今からも取り組んでまいりたいなと思っております。

以上であります。

4 原田(直) まず、個別に聞きたいと思います。

一番最初に本体工事に関することです。人口減少が続けているけれども、期間労働者で居住人口が増えているよという回答をいただいたのですが、それなら私、国勢調査が予想の推計値よりかなり下回ったと理解をしているのですが、確認はしていないのですが、そんなに減らなくてもいいのではないかと理解していますけど、その辺のお考えをもう一度確認させていただきたいと思っておりますけどいかがでしょうか。

企画ダム対策課長 国勢調査の調査のタイミングが令和2年度ということで、若干、工事で居住人口が増え出すタイミングより早かったのかなとは思っておりますが、その因果関係がどういうところかというところまでは分析できておりませんが、非常に難しいのかなと思っておりますが、ちょっとタイミングが早かったのかなと感じております。

以上です。

4 原田(直) 私も質問をしていて、かなり答弁に苦しむだろうなと質問をしたので、これ以上質問をするのを辞めます。

従業員宿舎の話ですけれども、今も業者さんが交渉中という話だったと。実際、本来はダム特委員会があるのでダム特委員会で聞けばいい話かもしれませんが、いつから本格的なかたちで本体工事を始めるつもりなのかを聞いてみるのだったら教えていただきたいと思います。

企画ダム対策課長 7月に契約をして、10月には着手をしなければいけないとなっているようです。私たちのサイドに聞かされているのはそこまでで、ではそこからの細かなスケジュール的なものは、今現在多分JVのほうで立てているところだと思います。

以上です。

4 原田(直) 近々に始められることは分かっているのですけれども、先ほど場所は分からないと言ってみえたのですけれども、多分貯木場の跡地を使われるのではないかなと私は想像しているのですけれども、そうではないのかな。ということなのですけれども、近々に宿舎が建てられるということならば、そこら辺のことも含めて、さっき水が少なくてまだ検討中だよとお話をいただいたのですけれども、そこら辺のことも含めて、なるべく早い時期に町としても方針を決めるべきだと理解をするのですけれども、そこら辺はどうなのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

町長 今検討をされているのは、貯木場の跡地ではありませんので、民間の方の土地を検討されているということでもあります。

4 原田(直) それは承知はさせていただいているのですけれども、それに伴っているなかたちであの辺のことは使えるのではないかなと思うのですけれども、そこら辺のことはどうなのかなとお聞きしたわけですけれども、どうでしょうか。

町長 私、西山の所も使いたいなという思いも持っております。思いも持っておりますし、以前からこの議会の中でも答弁もさせていただきましたけれども、広い土地でありますけれども、計画的にきちんとしたものを造らないと、何かを造ると何かができなくなってしまうということが起こり得てしまいますので、きちんと計画的に絵を描きたいなと思っております。今、西山も含めて絵を発注しているところではありますが、なかなか出来上がってきません。そうした中で水の問題がありましたので、隣の愛厚ホームも上に貯水タンクを造って夜間上げているという状況とお聞きをしておりますので、いずれにしてもあそこをこれからいろいろなことを考えていく上で、水というのは大変重要なところでもありますので、まずその調査をして順次迎えていこうということでもあります。

4 原田(直) 先ほど、町長が答えていただけたので、企画ダムの課長の答弁でちょっと物足りなかったのですが、私質問をしようかなと思っていたのですけれども、企業を訪問するときには住民票の移動と、町民税の徴収というのを必ず協力をしてい

ただけるように念押しをしいていただきたいなと思います。先ほど町長が答弁を
していただいたのはそのとおりだと理解しています。

それで、観光なのですけれども、今の状況を工事事務所にも言わなければいけ
ないと思っているのですけれども、せつかく本体工事が始まったときに、常時、
誰かがどこか、簡単に見られる所が——今だと締切りじゃなかったかなと、私は
思っているのですけれども、ですので、なるべくそういう所で必ず開放するよう
な場所を作ってもらえるように。ダムマニアみたいな人はかなり大勢おりますの
で、そこら辺のことを町からしっかり要請をしていただきたいと思うのですけれ
ども、その辺についてどういうお考えなのかお聞きしたいと思います。

町長 町の施策と併せてその辺のこともお願いしていこうと思っております。

4 原田(直) 次に、小水力発電事業に関する事なのですけれども、先ほど 22 億円
という建設費と直轄負担金も含めてお話をいただきました。6 億 5,000 万だと 15
億円くらい足りなくなるというお話をでした。15 億足りないということは、かな
り町の財政としては厳しいものになると理解をすることなのですけれども、今町長が力
強く愛知県にしっかり要望するというお話をいただいたので、それはそれとして、
多分愛知県も渋ちんなのでなかなか金を出していただけないと思うわけですが、
実際の話として、町だけで現実的に運営を考えているのか、足りない部分の
お金をどこから供給することを考えてみえるのか、まだ未定のことなので答えに
くいかもしれませんが、そういうことがあれば、町が借金をしてもやるよとい
うならば、私はそれはそれで賛成なのですけれども、その辺のことをお聞きでき
たらと思うのですけれども。

町長 現時点で 22 億、3 億 2,000 万と合わせて町単独でやることは非常に難しいと
思っております。その辺も含めて、今愛知県に協力をいただいてこれから方向を
定めていくわけでありましてけれども、いろんな可能性を排除するものではなくて、
1 つには一緒にやっていただける方を探すとか。大村知事は公募でもしたらどう
だというようなことを言ってみえましたがけれども、先ほども少し答弁をさせてい
ただきましたけれども、基金の足らず米で出していただくということも忘れるこ
となく、いろんな可能性を排除することなくやっていきたいと思っております。

4 原田(直) 先ほど、企画ダムの課長の答弁の中で下流市との協力は考えていないよ
というお話だった。おっしゃられる話はたしかにそのとおりだと理解はするわけ
ですけれども、いろんなことを考えて、お金を出すところがあれば、その辺のこ
とも一回頭の中に入れて交渉をしていただければと、私自身は思っております。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 これで、原田直幸君の質問を終わります。

議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会とします。

散会 午後 2 時 10 分